

第2期
裾野市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
裾野市

は じ め に

本市の人口は、平成 22 年をピークにこれまでの自然増の傾向から自然減となり、社会減と合わせて減少期に入っております。

そのような中、現在進行中の「第 4 次総合計画」では、暮らし満足度の向上を目指して、人口減少時代にあっても、市民の結婚・出産・子育ての希望に応えるみんなで子育てする地域づくり、暮らす方々が住み続けたいと思えるまちづくりに取り組んでまいりました。

少子化、核家族化の進行などを受け、社会全体で新たな仕組みを構築すべく、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て支援法」が成立し、平成 27 年度より幼児教育・保育の質・量共に拡充するため「子ども・子育て支援新制度」が施行されております。全国的に「子育て」が社会保障の柱として実施されることとなりましたが、女性の就業率の上昇や子育て環境の急激な変化等により、子ども達の幸せのために教育・保育制度がどのように寄与していくべきか再考する時期を迎えております。

このため本市では、「第 2 期 子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、教育・保育の質と保護者へのサービス向上を図るため、「裾野市幼児施設整備基本構想」を見直し、施設の再編（統合・再編・民営化・複合化）の考え方をまとめました。今後、市の将来計画である立地適正化計画等を考慮しつつ、複合的な課題を同時に解決していけるよう皆様と共に取り組んでまいります。

多様化するライフスタイル、刻々と変化する社会環境を踏まえ、その時々で次の最善の一手を考え続けていく必要があります。私たちが行う「子どもの最善の利益」に向けた取り組みは緒についたばかりです。

今後、本計画に基づき多くの市民の皆様と共に一つ一つの事業を紡ぎながら、子ども達の健やかな成長を未来へと繋げていけるよう努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、幾度にもわたる御審議を通じて貴重な御意見・御提言をいただきました「裾野市子ども・子育て会議」の委員の皆様、ニーズ調査やパブリックコメント等に御協力いただきました市民の皆様並びに関係各位に対し、心から御礼申し上げます。



令和 2 年 3 月

裾野市長 高 村 謙 二

— 目次 —

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画の対象.....	2
4 計画の期間.....	2
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状	3
1 人口の状況.....	3
2 子育て施策の実施状況.....	7
3 ニーズ調査からみた子育て家庭の状況.....	19
第3章 計画の基本理念及び基本方針	42
1 計画の基本理念.....	42
2 施策の体系.....	43
第4章 子ども・子育て支援事業計画	44
1 地域の教育・保育の場 及び 子育て支援事業の充実.....	44
第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進	62
1 子育て家庭の健康づくりへの支援.....	62
2 仕事と家庭生活の両立支援.....	64
3 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援.....	66
第6章 計画の推進に向けて	70
1 計画の推進体制.....	70
2 計画の進捗管理.....	70
資料編	71
①裾野市子ども・子育て会議条例.....	71
②子ども・子育て会議委員名簿.....	72
③計画策定までの経過.....	73

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

出生率の低下や結婚に関する価値観の変化等に伴い、我が国では急速な少子化が進行しています。また、子育てに関する意識の変化や地域のつながりの希薄化等によって、子育てに対する不安感や孤立感が增大しています。さらに、就労形態の多様化や経済状況の変化等によって、子育て家庭にかかる負担は増加の一途をたどっています。本市においても、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、社会全体で子育て家庭を支援していく体制を構築することが求められています。

こうした状況のなか、国では、保育所や幼稚園、認定こども園を通じた共通の新たな給付の実施や、認定こども園法の見直しについて盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」を平成24年に制定し、この3法に基づいて、幼児期における学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度より施行しています。

子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の質的・量的な拡充、家庭における養育への支援等を総合的に推進し、全ての子どもが心身ともに健やかに成長できる社会の実現を目標に掲げています。

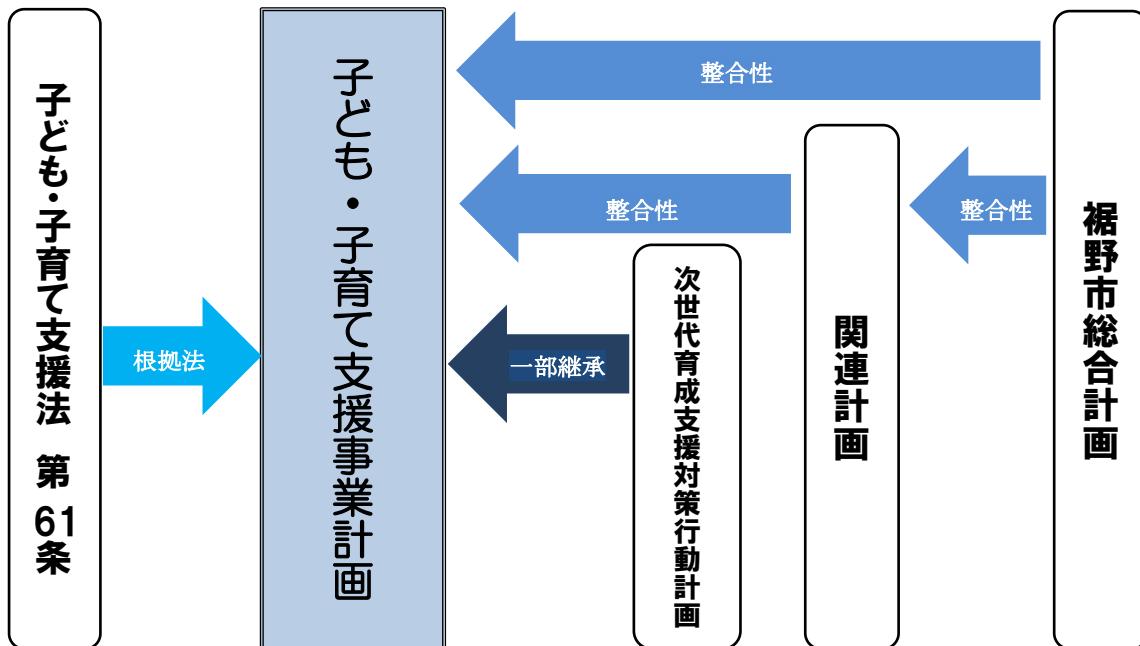
そして、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」を平成29年に公表するとともに、幼児期の教育・保育の重要性を勘案して、令和元年10月1日より認可・認可外を問わず幼児教育・保育が無償化されるなど、子育てに関する施策は大きく転換しています。

本市では、子ども・子育て支援新制度に基づいて、平成27年3月に「裾野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭、地域、教育・保育サービス事業者、企業、行政等のさまざまな主体の連携・協働のもとで子どもや子育てへの支援に係る取り組みを推進してきました。しかし、この計画期間内にも、支援を必要とする子どもの増加や貧困の問題、定住外国人の増加等、対応すべき行政需要が新たに求められています。このたび、令和元年度をもって計画期間が満了することから、地域全体で子どもの成長を支援するための指針として、新たに「第2期 裾野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づくものであるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画としての側面も有する、本市の子ども・子育てに係る施策全般を総合的に推進していくための基本的な方向を定めるものです。

また、本計画は「裾野市総合計画」を上位計画として位置づけるとともに、各種関連計画との整合を図ります。



3 計画の対象

本計画における「子ども」とは、子ども・子育て支援法にて定義されている『18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者』を指します。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

また、計画期間内において、子ども・子育て支援に関連する状況に変化が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行います。

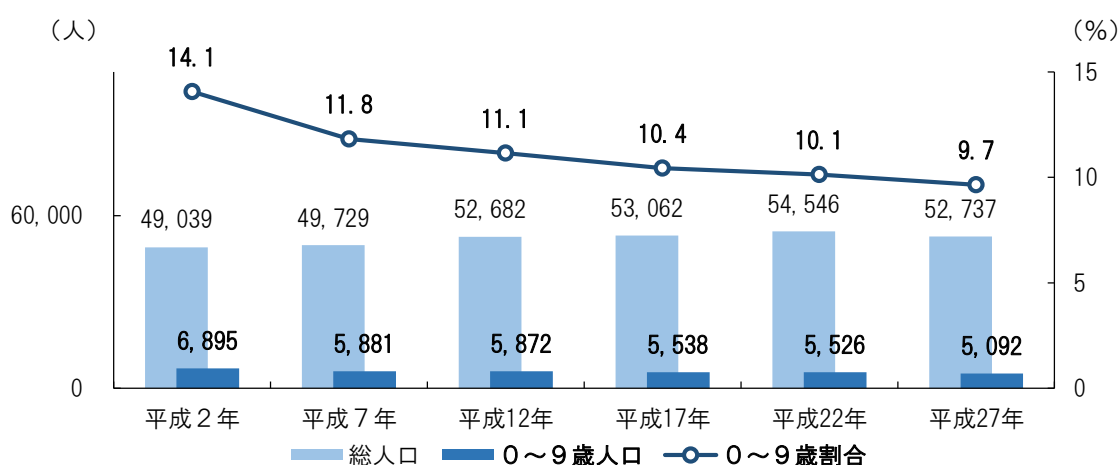
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
裾野市子ども・子育て支援事業計画						
		第2期裾野市子ども・子育て支援事業計画				

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1 人口の状況

◎総人口と0～9歳人口・割合の推移

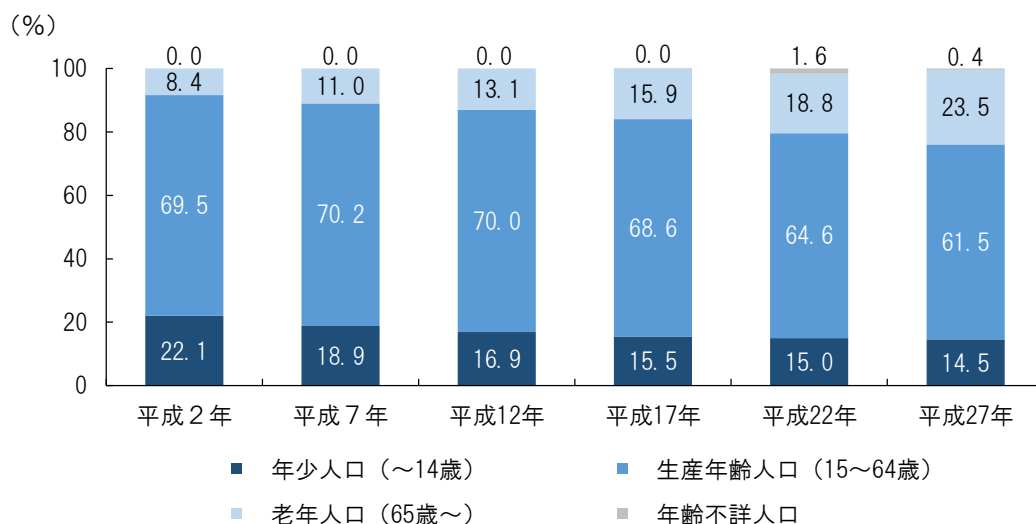
国勢調査による本市の総人口は、平成22年まで増加を続けていましたが、平成27年は減少に転じて52,737人となっています。一方、小学校低学年までに該当する0～9歳人口は、平成2年から減少が続いており、平成27年は5,092人と、25年前の平成2年と比較して約1,800人少なくなっています。また、総人口に占める0～9歳割合においても、平成27年では10%を下回っています。



資料：「国勢調査」

◎年齢3区分別人口割合の推移

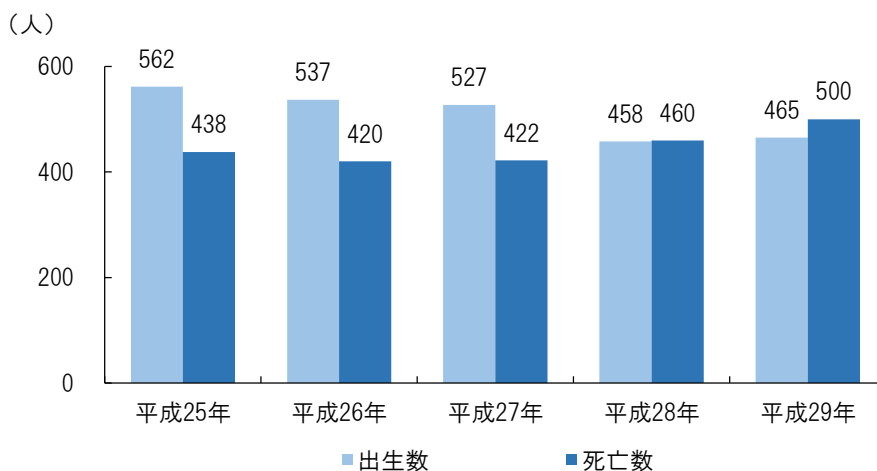
本市の年齢3区分別人口割合をみると、65歳以上の老年人口の増加が大きく、平成17年には、14歳以下の年少人口の割合を上回り、平成27年では23.5%と、約4人に1人は高齢者という状況になっています。



資料：「国勢調査」

◎自然動態の推移

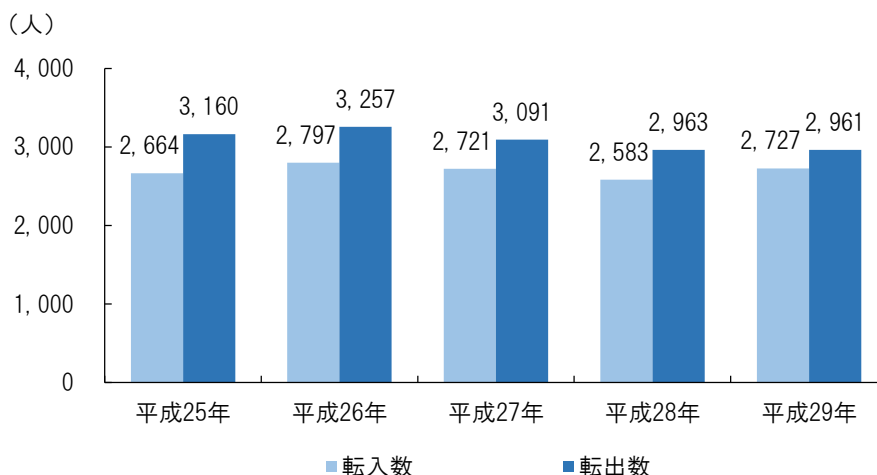
出生数は、平成28年まで減少傾向にありましたが、平成29年に微増し465人となっています。一方、死亡数においては、平成26年以降は増加傾向にあり、平成29年では500人となっています。出生数から死亡数を差し引いた自然動態の増加は、平成27年まではみられましたが、平成28年以降は死亡数が出生数を上回っています。



資料：「静岡県人口動態統計」

◎社会動態の推移

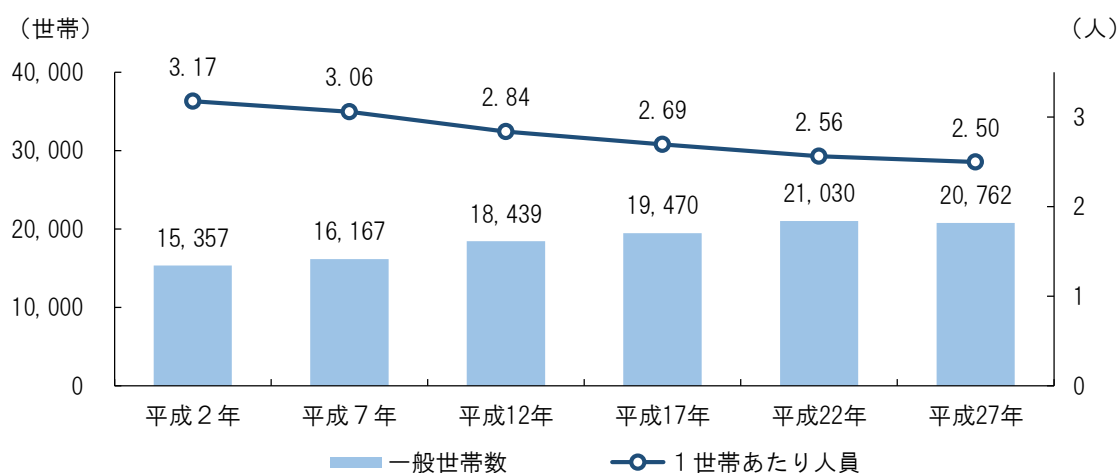
転入数は、増減を繰り返し、平成29年では2,727人となっています。一方、転出数については平成26年に増加しましたが、それ以降は減少が続いています。依然、転出数が転入数を上回る状態が続いていますが、転入数から転出数を差し引いた社会動態のマイナス幅としては概ね小さくなりつつあります。



資料：「静岡県統計年鑑」

◎世帯数と平均世帯人員の推移

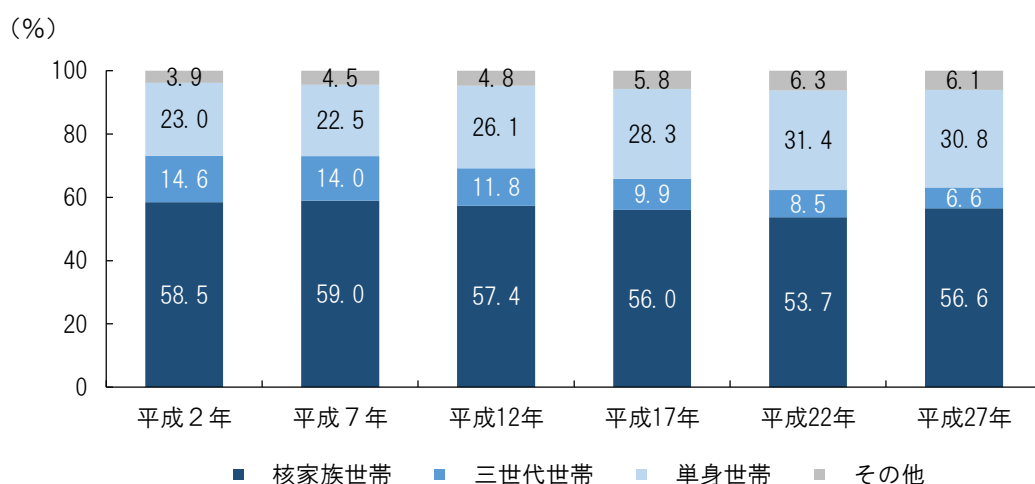
本市の一般世帯数は、総人口と同様に平成22年まで増加を続けていましたが、平成27年は減少に転じて20,762世帯となっています。一方、平均世帯人員は減少の一途をたどっており、平成27年では2.50人と、25年前の平成2年と比較して0.67人少なくなっています。



資料：「国勢調査」

◎世帯構成割合の推移

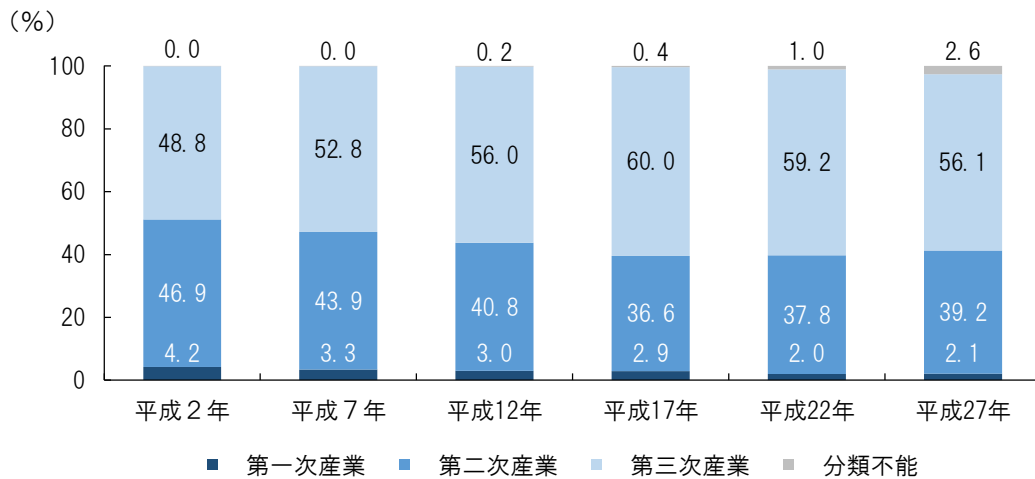
世帯構成割合をみると、三世帯世帯の割合の減少が続いています。核家族世帯の割合はほぼ横ばいで推移していますが、単身世帯の割合は概ね増加傾向にあり、平成22年以降は3割を上回っています。



資料：「国勢調査」

◎産業別就業人口割合の推移

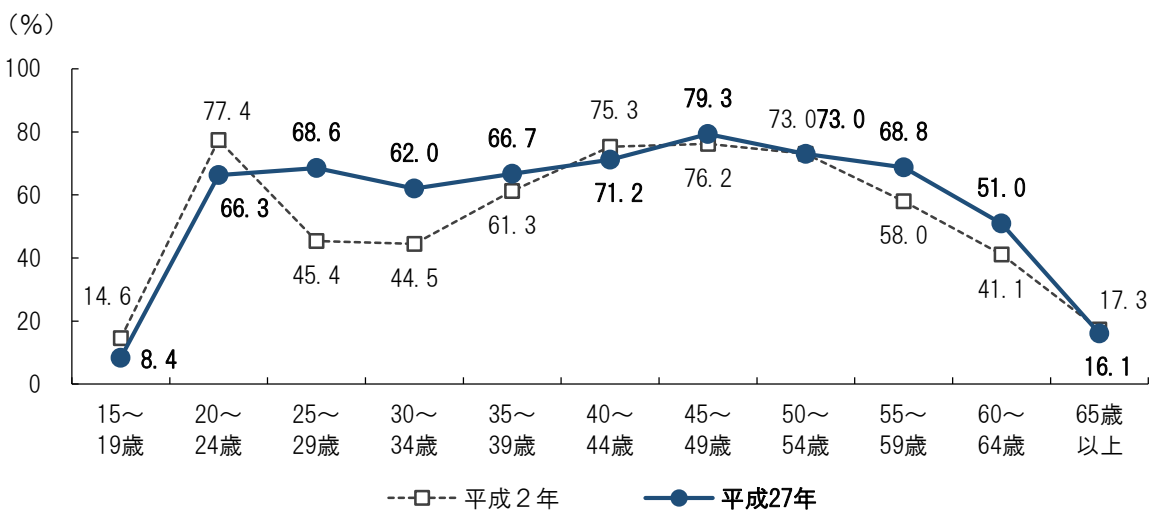
産業別就業人口割合をみると、平成2年では第二次産業と第三次産業が概ね同じ割合でしたが、それ以降は割合の差が大きくなり、平成17年を境に縮まってきています。また、第一次産業と第二次産業の割合は、平成2年以降、減少傾向となっています。



資料：「国勢調査」

◎女性の年齢別就業率の比較

女性の就業率を年齢別にみると、平成2年は、結婚・出産・子育てにあたる25～39歳において就業率が一旦低下する“M字型曲線”を描いていますが、平成27年では25～39歳においても6割以上となっています。25年前とは異なって、20～64歳の幅広い年齢において半数以上の就業率を維持していることから、晩婚化や出産年齢の上昇に加え、働きながらの子育てなど、多様な働き方が広がってきた背景がうかがえます。

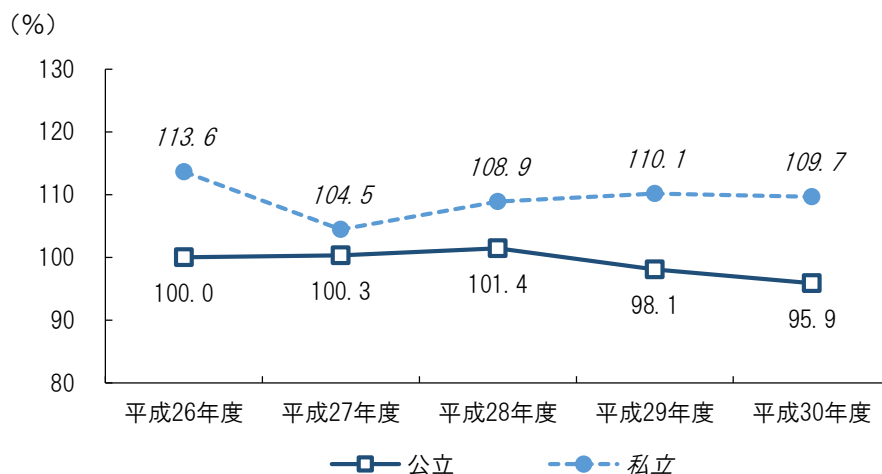


資料：「国勢調査」

2 子育て施策の実施状況

◎保育所の就園率の推移

保育所の就園率をみると、公立は平成29年度以降、100%を下回っています。一方、私立は平成26年度以降100%を超えており、公立の就園率を上回り続けています。



資料：保育課（各年度末現在）

◎特別保育等利用状況の推移

延長保育（18時以降）と休日保育は、平成27年度以降、4箇所を実施しています。また、休日保育の延利用者数は、平成27年度には69人まで増えたものの、平成30年度は55人となっています。一時保育は、平成27年度に実施箇所数が1箇所増加した影響で、延利用者数は大幅増の6,000人台で推移していましたが、平成30年度は5,192人と、大きく減少しています。病後児保育においても、平成27年度に実施箇所数が2箇所が増えていますが、延利用者数は増減を繰り返し、平成30年度は205人となっています。

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延長保育（18時以降）	実施箇所数（箇所）	3	4	4	4	4
	延利用者数（人）	3,927	6,491	6,197	6,348	5,192
休日保育	実施箇所数（箇所）	3	4	4	4	4
	延利用者数（人）	37	69	43	48	55
一時保育	実施箇所数（箇所）	4	5	5	5	5
	延利用者数（人）	3,927	6,491	6,197	6,348	5,192
病後児保育	実施箇所数（箇所）	1	2	2	2	2
	延利用者数（人）	317	357	345	376	205

資料：保育課（各年度末現在）

◎病後児保育の状況

病後児保育は、富岳南保育園と富岳キッズセンターあいの計2箇所で実施されており、平成30年度末の延利用者数はそれぞれ100人程度となっています。

施設名	具体的実施内容	受入可能人数 (人/日)	延利用者数 (人)
富岳南保育園	病気の回復期にある児童の保育	4	99
富岳キッズセンターあい	病気の回復期にある児童の保育	4	106

資料：保育課（平成30年度末現在）

◎ファミリーサポートセンター利用状況の推移

ファミリーサポートセンターの延利用件数は、平成26年度以降減少が続いており、平成30年度は469件と、平成26年度の3分の1程度となっています。また、実利用者数も年々減少しており、平成30年度は40人と、平成26年度の約半数となっています。

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
ファミリーサポートセンター	延利用件数（件）	1,315	960	829	779	469
	実利用者数（人）	81	65	54	53	40

資料：子育て支援課（各年度末現在）

◎地域子育て支援センターの状況

本市の地域子育て支援センターは、保育所内に計4箇所設置されています。

施設名	所在地	開設日時
わんぱく広場	裾野市公文名1-1（さくら保育園敷地内）	月～金曜日 9：00～15：30
わくわく広場	裾野市茶畑722（富岳台保育園内）	月～金曜日 9：00～16：00
おかあさんといっしょ	裾野市御宿1619-1（御宿台保育園内）	月～金曜日 9：15～15：30
つくしランド	裾野市茶畑938-1（富岳キッズセンターあい内）	月～金曜日 8：00～17：00

資料：保育課（平成31年4月1日現在）

◎民間保育施設の状況

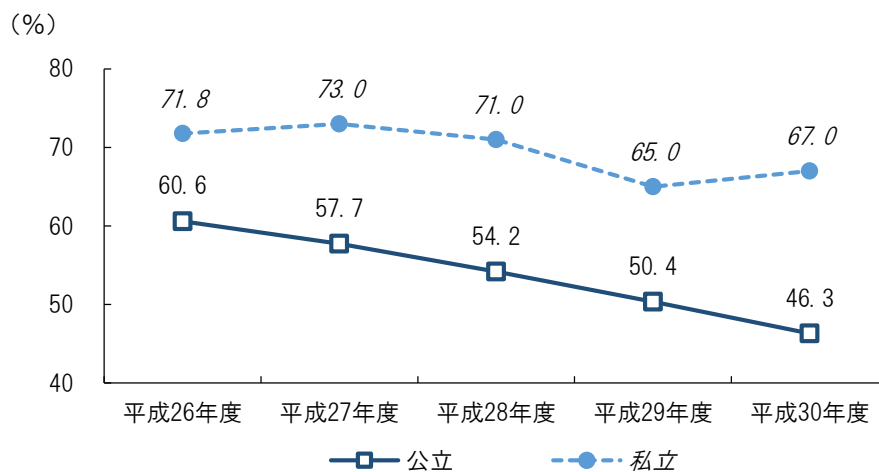
民間保育施設は、NPO法人、事業所内、病院内で1施設ずつあります。平成30年度の月単位預かりの利用者数は、事業所内施設において41人となっています。

開設場所	施設数 (施設)	利用者数※ (人)	運営 主体	施設名	預かり形態
NPO法人	1	—	法人	メイプル	一時預かり
事業所内	1	41	法人	矢崎グループ裾野保育園	月単位預かり
病院内	1	—	法人	東名裾野病院こひつじ保育園	一時預かり

※利用者数は、月単位預かり児のみ計上
資料：保育課（平成30年度末現在）

◎幼稚園の就園率の推移

幼稚園の就園率は、公立は平成26年度に約6割ありましたが、その後減少を続け、平成30年度は46.3%となっています。一方、私立は、公立を毎年度10ポイント以上上回っているものの、平成29年度以降は7割を下回っています。



資料：保育課（各年度5月1日現在）

◎小学校数・小学校児童数の推移

小学校数は9校と横ばいで推移しています。小学校児童数は、平成27年度以降、減少傾向にあり、令和元年度は2,845人となっています。平成27年度は2学年において500人を超えていましたが、令和元年度は500人を超えている学年はありません。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
小学校数 (校)	9	9	9	9	9
小学校児童数 合計 (人)	2,948	2,899	2,884	2,912	2,845
1年生 (人)	512	496	482	498	450
2年生 (人)	481	507	491	474	486
3年生 (人)	490	479	502	487	464
4年生 (人)	471	477	475	502	483
5年生 (人)	492	459	473	472	489
6年生 (人)	502	481	461	478	473

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

◎学校の状況の推移

小学校の不登校児童数は、平成26年度以降、20人を下回っていましたが、平成30年度は22人となっています。小学校のいじめ※の件数は、平成29年度に大幅に増加し、1,000件以上で推移しています。一方、中学校の不登校生徒数は、平成30年度で61人と、前年度から15人増加しています。中学校のいじめ※の件数は、平成27年度以降、減少しているものの、平成30年度は171人と、平成26年度の4倍以上となっています。

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
小学校	不登校児童数 (人)	19	14	9	15	22
	心の教室相談員 (人)	0	0	0	0	0
	スクールカウンセラー (人)	4	4	4	4	4
	いじめ※ (件)	728	456	358	1,365	1,179
中学校	不登校生徒数 (人)	38	37	41	46	61
	心の教室相談員 (人)	5	5	5	5	5
	スクールカウンセラー (人)	4	4	4	4	4
	いじめ※ (件)	40	271	270	257	171

※平成29年度以降はいじめの定義についての共通理解を図ったため、増となっている

資料：学校教育課（各年度末現在）

◎放課後児童室の状況の推移

放課後児童室の支援単位の数は、9小学校区で、18箇所となりました。また、在籍児童数は、令和元年度に大きく増加し、447人となっています。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
支援単位数 (箇所)	10	10	10	14	18
在籍児童数 合計 (人)	371	375	387	385	447
東小学校 (人)	110	93	108	87	107
西小学校 (人)	59	66	71	89	119
深良小学校 (人)	35	39	35	24	50
富岡第一小学校 (人)	54	62	58	59	57
富岡第二小学校 (人)	15	11	12	10	9
須山小学校 (人)	10	15	12	17	18
向田小学校 (人)	13	7	8	9	16
千福が丘小学校 (人)	26	35	37	42	20
南小学校 (人)	49	47	46	48	51

資料：教育総務課（各年度5月1日現在）

◎放課後児童室の設置状況

放課後児童室の設置状況は、下表のとおりです。

放課後児童室名	支援単位 (箇所)
東小学校放課後児童室	4
西小学校放課後児童室	4
深良小学校放課後児童室	2
富岡小学校放課後児童室	2
富岡第二小学校放課後児童室	1
須山小学校放課後児童室	1
向田小学校放課後児童室	1
千福が丘小学校放課後児童室	1
南小学校放課後児童室	2
【開館日時】 平日 13:00~18:30、土曜日 7:30~18:30、長期休暇時 7:30~18:30	
【障がい児受入可否】 受入可	

資料：教育総務課（平成31年4月1日現在）

◎各種手当の状況の推移

児童手当の延児童数は、平成 26 年度以降、減少が続いており、平成 30 年度は 81,130 人となっています。また、児童扶養手当受給者数（受給資格者数）においても、減少傾向にあり、平成 30 年度は 317 件となっています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童手当 延児童数（人）	88,251	86,287	84,455	83,075	81,130
児童扶養手当 受給者数（受給資格者数）（件）	376	363	361	342	317

資料：子育て支援課（各年度末現在）

◎各種助成の状況の推移

乳幼児医療費助成延件数は、平成 28 年度の 67,488 件から減少を続け、平成 30 年度は 62,717 件となっています。対象人数は、平成 26 年度以降、減少傾向にあります。また、子ども医療費助成の支払件数は、平成 26 年度以降 50,000 件台で推移していましたが、平成 30 年度は 66,904 件と、大幅に増加しています。

母子家庭等医療費助成件数は、平成 26 年度から減少が続いており、平成 30 年度は 2,533 件と、平成 26 年度から 922 件減少しています。また、母子家庭等入学祝金は、近年では 60 件程度で推移しています。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳幼児医療費助成	延件数（件）	64,927	64,596	67,488	64,430	62,717
	対象人数（人）	3,692	3,591	3,502	3,417	3,226
子ども医療費助成（支払件数）		51,653	51,342	56,332	53,815	66,904
母子家庭等医療費助成（件）		3,455	3,179	3,048	2,746	2,533
母子家庭等入学祝金（件）		64	69	68	61	59

資料：子育て支援課（各年度末現在）

◎家庭児童相談の状況の推移

家庭児童相談件数は、年度ごとに増減がありますが、平成30年度は4,571件と、平成26年度以降最も多くなっています。相談内容別に内訳をみると、例年「家族関係」及び「環境福祉」が目立って多くなっています。「障がい」については、概ね増加傾向にあり、平成30年度は238件となっています。

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
家庭児童相談 合計※ (件)	2,937	4,296	3,422	2,906	4,571
性格・生活習慣等 (件)	7	70	145	8	31
知能・言語 (件)	13	13	5	8	2
学校生活 (件)	122	280	210	180	83
家族関係 (件)	1,868	2,824	2,313	969	1,586
障がい (件)	52	39	51	198	238
非行 (件)	9	8	15	87	26
環境福祉 (件)	840	1,049	682	1,414	2,559
その他 (件)	26	13	1	42	46

※内容別件数の合算のため、重複あり。また環境福祉の平成29年度以降は集計方法変更
資料：子育て支援課（各年度末現在）

◎虐待相談対応件数の推移

虐待に関する相談対応件数は、平成29年度に大幅に一旦減少しましたが、平成30年度は1,537件となっています。

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
虐待相談対応件数 (件)	1,807	2,781	2,270	909	1,537

※平成29、30年度の変動については集計の考え方について見直しを図ったため
資料：子育て支援課（各年度末現在）

◎民生委員・児童委員の状況の推移

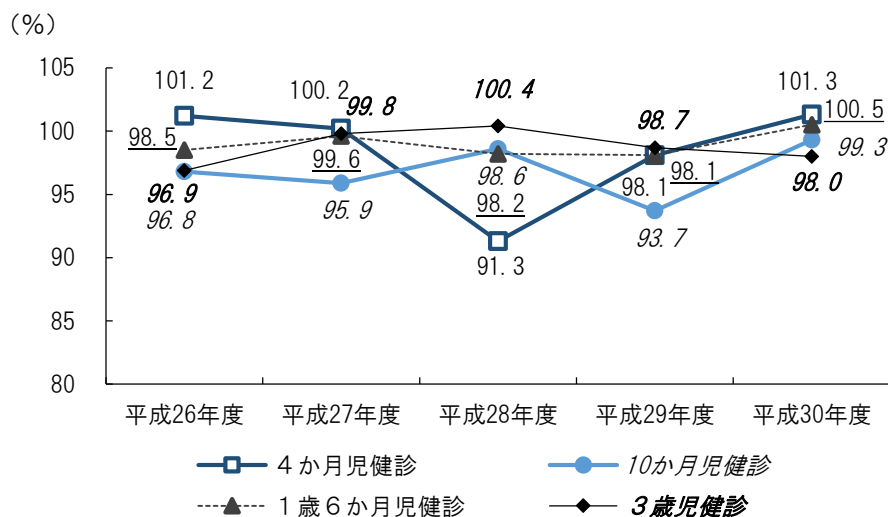
民生委員・児童委員数、1人あたり担当世帯数は、平成26年度以降、それぞれ100人程度、220世帯前後と、ほぼ横ばいで推移しています。また、民生委員・児童委員による相談対応件数は、平成27年度以降減少していましたが、平成30年度は2,342件と、増加に転じています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
民生委員・児童委員数 合計（人）	95	95	97	97	96
男性委員数（人）	51	51	49	49	49
女性委員数（人）	44	44	48	48	47
1人あたり担当世帯数（世帯）	224	225	226	222	219
民生委員・児童委員による相談対応件数（件）	3,097	3,162	2,614	2,297	2,342

資料：社会福祉課（各年度末現在）

◎乳幼児健康診査の受診率の推移

乳幼児健康診査の受診率は、平成26年度以降、4つの健診全てにおいて9割以上で推移しています。4か月児健診は、平成28年度に91.3%まで減少したものの、その後増加し、平成30年度は101.3%となっています。受診率が比較的低いのは10か月児健診であり、平成29年度は93.7%と目立って低くなっています。



資料：健康推進課（各年度末現在）

◎健康教育事業の状況の推移

乳幼児健康相談は、平成 27 年度までは延利用者数が 1,600 人台で推移していたものの、平成 30 年度には 1,391 人まで減少しています。パパママスクールは、平成 30 年度に実施回数が 11 回に減少したことを受け、延利用者数も前年度比で 90 人減となりました。他の事業は、実施回数に変化はないものの、延利用者数は概ね減少傾向にあります。

事業名	対象者		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳幼児 健康相談	乳幼児、 妊産婦及び その家族	実施回数（回）	38	38	38	37	36
		延利用者数（人）	1,625	1,673	1,496	1,475	1,391
パパママ スクール	初妊婦、 その夫及び その家族	実施回数（回）	15	15	15	18	11
		延利用者数（人）	304	221	230	277	167
6 か月 育児教室	その月に 6 か月になる 乳児	実施回数（回）	12	12	12	12	12
		延利用者数（人）	304	287	265	229	227
2 歳児 親子教室	その月に 2 歳になる 幼児	実施回数（回）	12	12	12	12	
		延利用者数（人）	166	293	265	228	
2 歳 6 か月児 歯科教室	その月に 2 歳 6 か月に なる幼児	実施回数（回）	12	12	12	12	12
		延利用者数（人）	261	202	213	202	187
4 歳児 口腔指導	市内幼稚園・ 保育所の 年中児	実施回数（回）	18	18	18	18	18
		延利用者数（人）	466	543	462	449	401

資料：健康推進課（各年度末現在）

◎保健指導・相談の状況の推移

妊婦健康診査の受診券交付者数は、平成 30 年度は 5,730 人と、前年度から 1,312 人減少しています。延受診者数も、平成 26 年度と比べると 1,104 人減少しています。また、母子食事健康相談は、実施回数・延利用者数ともに、ほぼ横ばいで推移しています。妊婦歯科疾患検診は、受診券交付者数が平成 26 年度以降減少を続け、延受診者数においても平成 30 年度は 200 人を下回っています。

事業名	対象者		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦 健康診査	妊婦	受診券交付者数 (人)	7,681	7,083	6,954	7,042	5,730
		延受診者数 (人)	6,299	5,860	5,472	5,820	5,195
母子食事 健康相談	妊産婦と その家族	実施回数 (回)	12	12	12	12	12
		延利用者数 (人)	30	30	27	28	27
妊婦 歯科疾患 検診	妊婦	受診券交付者数 (人)	558	516	469	476	417
		延受診者数 (人)	248	244	227	251	184

資料：健康推進課（各年度末現在）

◎訪問指導等の推移

赤ちゃん訪問は、実人数・延人数ともに、平成 26 年度以降、減少傾向にあります。

事業名	対象者		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
赤ちゃん訪問	生後 4 か月 以内の乳児	実人数 (人)	546	511	487	466	447
		延人数 (人)	586	566	514	521	501

資料：健康推進課（各年度末現在）

◎地域活動の状況の推移

平成30年度の裾野市子ども会育成連絡協議会に加入している子ども会数は9団体で、平成26年度の約4分の1まで減少しており、人数も大幅な減少を続けています。ボーイスカウト・ガールスカウトは、団体数はともに変化はありませんが、人数は減少傾向にあります。

スポーツ少年団は、平成28年度に1団体増えましたが、人数は減少しつつあります。また、母親クラブは、平成30年度に2団体減少したことから、人数も減少し72人となっています。

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
子ども会	子ども会数（団体）	37	36	25	10	9
	人数（人）	1,710	1,600	1,229	731	639
ボーイスカウト	団体数（団体）	2	2	2	2	2
	人数（人）	47	34	28	20	12
ガールスカウト	団体数（団体）	1	1	1	1	1
	人数（人）	6	4	3	1	2
スポーツ少年団	団体数（団体）	14	14	15	15	15
	人数（人）	461	438	388	365	367
母親クラブ	クラブ数（団体）	5	5	5	5	3
	人数（人）	137	135	141	118	72

資料：生涯学習課、子育て支援課（※スポーツ少年団は各年度6月末現在、母親クラブは各年度末現在、その他団体は各年度4月1日現在）

◎公園の状況

公園の状況は、下表のとおりです。

公園名称	面積	設備
裾野市中央公園	18,170 m ²	水道、トイレ（障がい者用あり）
裾野市今里児童公園	2,578 m ²	遊具（ブランコ、滑り台、砂場、鉄棒、上り棒、ジャングルジム）、水道、トイレ
せせらぎ児童公園	4,021 m ²	遊具（滑り台、ブランコ、スプリング、複合遊具）、水道、トイレ（障がい者用あり）
千福が丘中央公園	14,821 m ²	遊具（ブランコ、滑り台、砂場）、水道、トイレ
みはらし公園	10,144 m ²	遊具（ブランコ、滑り台、砂場）、水道
むつみ公園	2,296 m ²	遊具（滑り台、砂場）、水道
なかよし公園	2,132 m ²	遊具（滑り台、砂場、鉄棒）、水道
小柄沢緑地	4,814 m ²	遊具（ブランコ、砂場、複合遊具）、水道、トイレ（障がい者用あり）
伊豆島田公園	2,001 m ²	遊具（砂場、複合遊具、鉄棒）、水道
呼子公園	1,358 m ²	遊具（砂場、複合遊具、鉄棒）、水道、トイレ（障がい者用あり）
水沢公園	1,180 m ²	遊具（ブランコ、砂場、鉄棒）、水道
杉の子公園	3,509 m ²	水道
富士山麓裾野村コミュニティ公園	1,772 m ²	遊具（複合遊具、木製遊具）、水道
富士山麓裾野村調整池公園	925 m ²	遊具（鉄棒）、水道
裾野市運動公園	136,660 m ²	陸上競技場、野球場等、トイレ（障がい者用あり）
青葉台上公園	1,403 m ²	水道、砂場
青葉台中公園	1,091 m ²	遊具（滑り台、砂場）、水道
青葉台下公園	1,086 m ²	遊具（滑り台、ジャングルジム）、水道
南部公園	2,105 m ²	水道
中川公園	2,671 m ²	遊具（砂場、スプリング遊具）、人工池（夏季のみ）、水道
葛山上城公園	6,464 m ²	水道、トイレ

資料：まちづくり課「都市公園の面積調、公園台帳」（平成31年4月1日現在）

3 ニーズ調査からみた子育て家庭の状況

■ 調査目的

平成 27 年 3 月に策定した「裾野市子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、市民の教育・保育・子育て支援に係る事業の“現在の利用状況”や“今後の利用希望”を把握し、本計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の“量の見込み”を算出する基礎資料とすることを目的に実施しました。

■ 調査設計

「裾野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- (1) 調査地域：裾野市全域
- (2) 調査対象：①就学前児童：市内に在住の就学前の子どものいる家庭
②小学生：市内に在住の小中学生の子どものいる家庭
- (3) 標本数：①就学前児童：2,000 人（無作為抽出）
②小学生：481 人（無作為抽出）
- (4) 調査方法：①就学前児童：郵送配布—郵送回収
②小学生：学校配布—学校回収
- (5) 調査期間：①平成 31 年 1 月 8 日～平成 31 年 1 月 22 日
②平成 30 年 12 月 21 日～平成 31 年 1 月 7 日

■ 回収状況

	対象者数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,000 人	1,317 人	65.9%
小学校児童	481 人	402 人	83.6%

※有効回収数は、回収数のうち白票や無効票を除いた数

■ 注意事項

- (1) 回答率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、比率の数値の合計が 100.0%にならない場合がある。
- (2) 複数回答可の設問は全ての比率を合計すると 100.0%を超える場合がある。
- (3) グラフ中の「n (Number of caseの略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表す。

■調査結果

(1) 基礎的事項

●調査票回答者

項目		合計	母親	父親	その他	無回答
就学前児童	回答者数(人)	1,317	1,196	110	0	11
	構成比(%)	100.0	90.8	8.4	0.0	0.8
小学生	回答者数(人)	402	366	34	1	1
	構成比(%)	100.0	91.0	8.5	0.2	0.2

●年齢

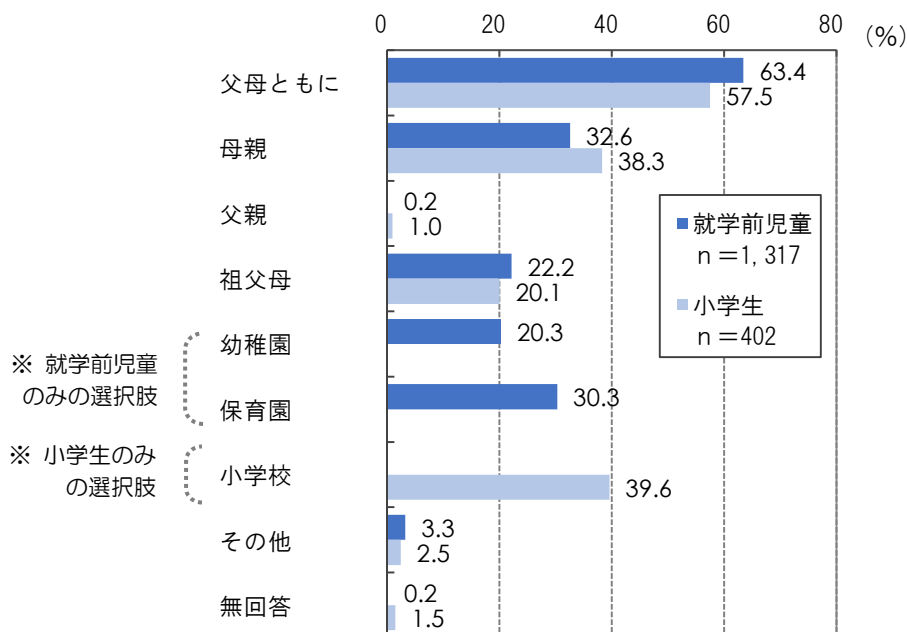
項目		合計	生まれ 4月以降	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答
就学前児童	回答者数(人)	1,317	98	123	199	210	244	220	210	13
	構成比(%)	100.0	7.4	9.3	15.1	15.9	18.5	16.7	15.9	1.0

※4月以降生まれ=平成30年4月以降生まれ

項目		合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	その他	無回答
小学生	回答者数(人)	402	66	66	67	65	66	67	0	5
	構成比(%)	100.0	16.4	16.4	16.7	16.2	16.4	16.7	0.0	1.2

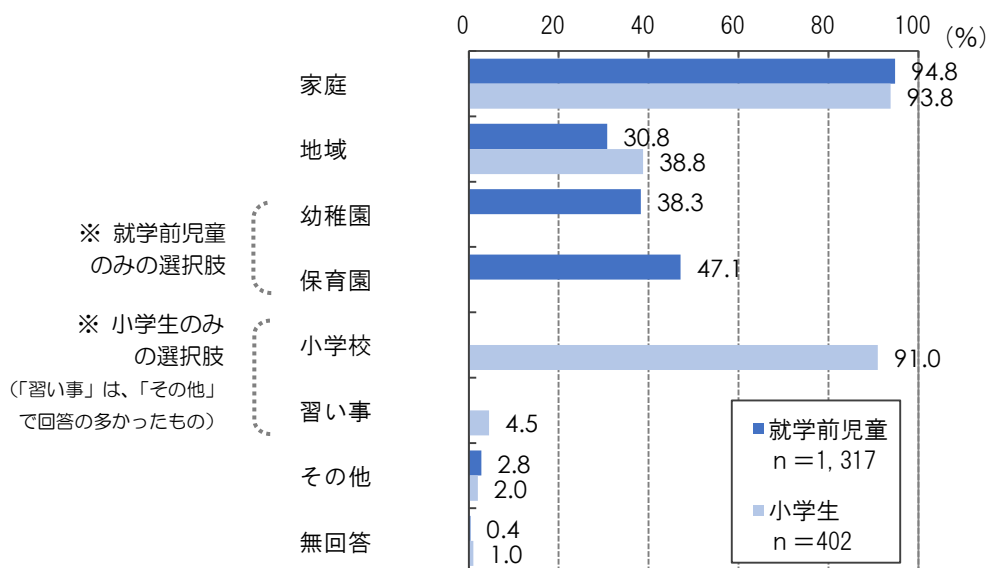
(2) 子どもの育ちをめぐる環境について

●子育てに日常的に関わっている方（複数回答可）



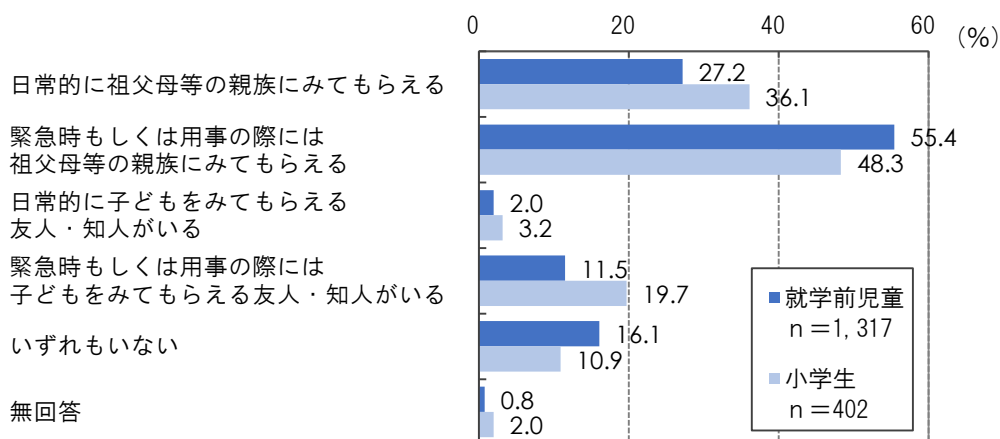
子育てに日常的に関わっている方については、就学前児童において「父母ともに」が63.4%と最も多く、次いで「母親」が32.6%、「保育園」が30.3%などとなっている。小学生においては「父母ともに」が57.5%と最も多く、次いで「小学校」が39.6%、「母親」が38.3%などとなっている。

●子育てに影響すると思われる環境（複数回答可）



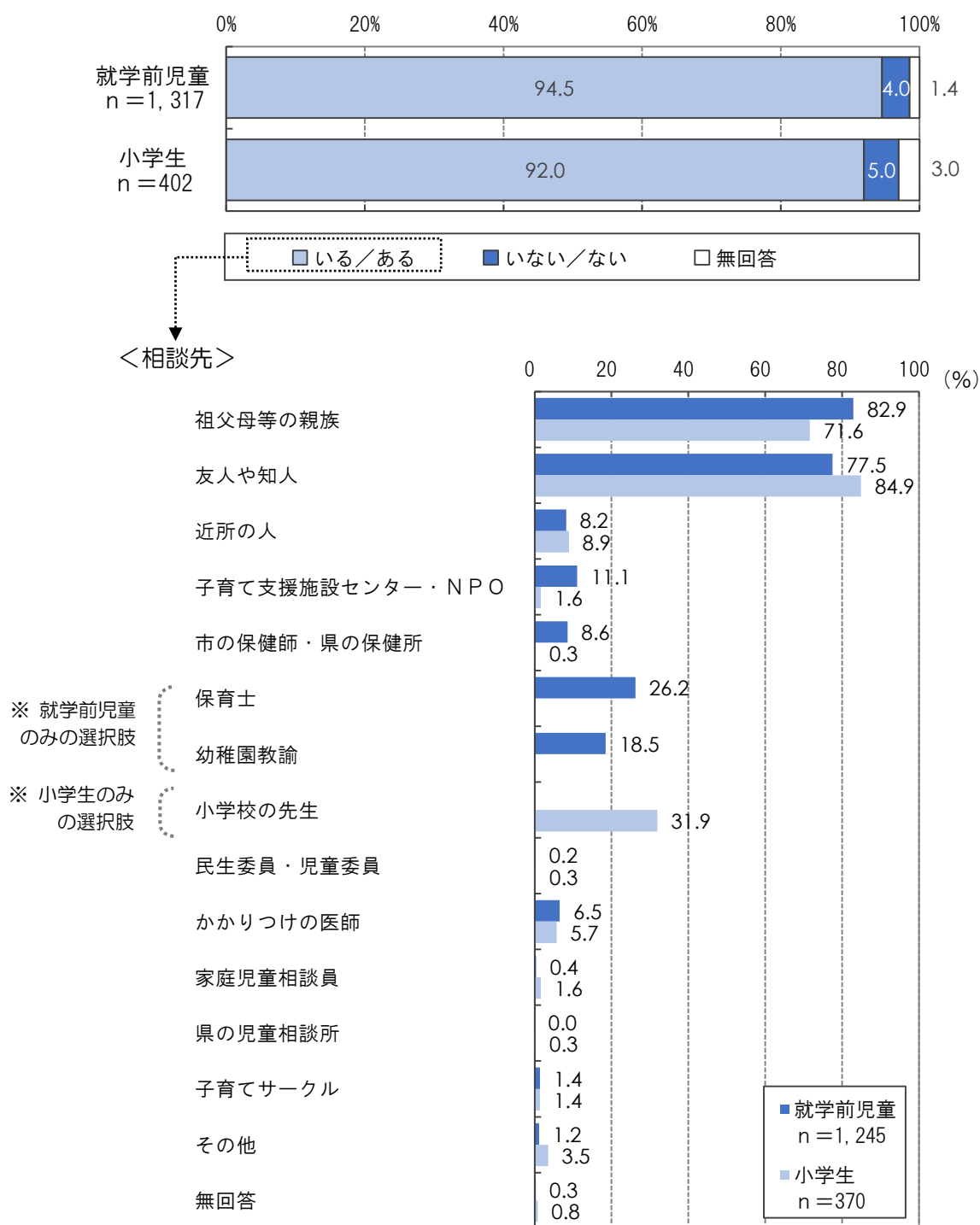
子育てに影響すると思われる環境については、「家庭」（就学前児童：94.8%、小学生：93.8%）が就学前児童、小学生ともに9割を超えて最も多くなっている。また、小学生において「小学校」が91.0%と9割を超えて多くなっている。

●日頃、子どもをみてもらえる人（複数回答可）



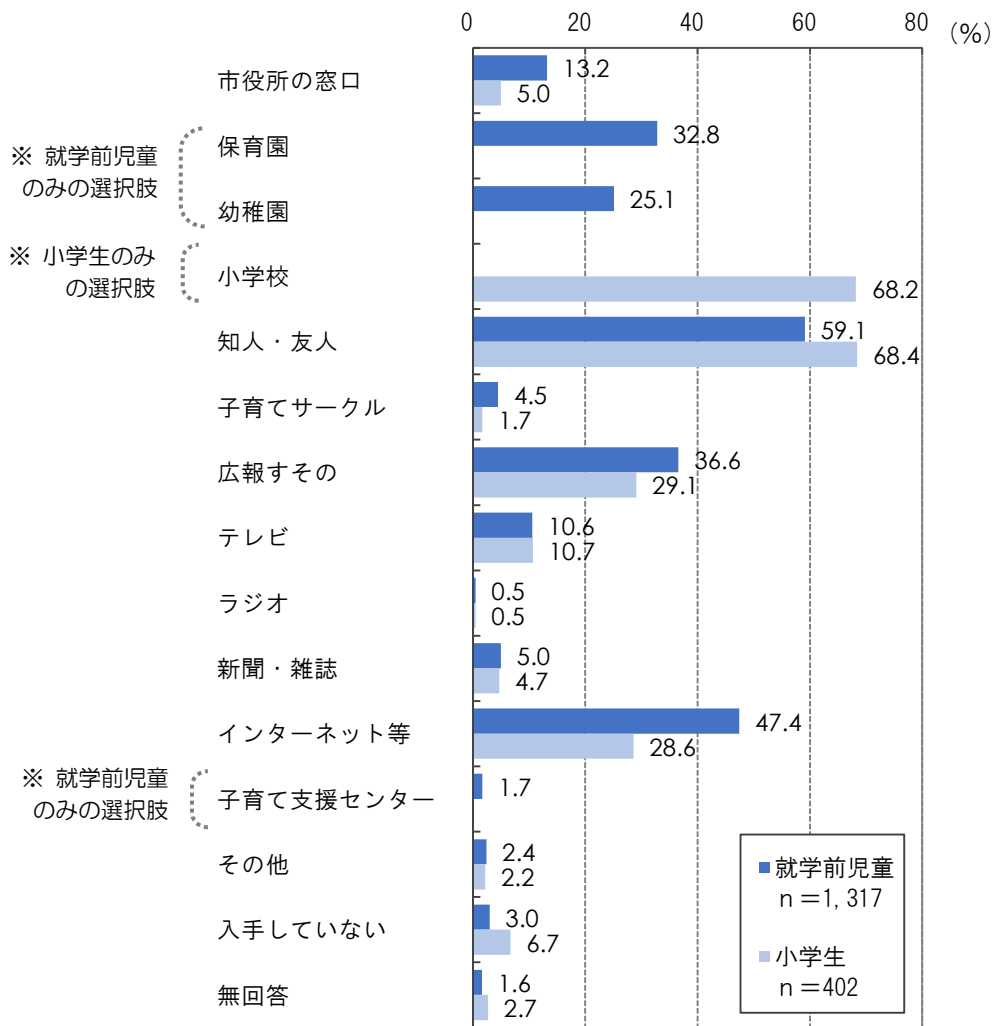
日頃、子どもをみてもらえる人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：55.4%、小学生：48.3%）が就学前児童、小学生ともに4割を超えて最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：27.2%、小学生：36.1%）などとなっている。

●子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無（単数回答）
及び、その相談先（複数回答可）



子育てについて気軽に相談できる場所の有無については、「いる／ある」（就学前児童：94.5%、小学生：92.0%）が就学前児童、小学生ともに9割を超えて最も多くなっている。その相談先については、就学前児童において「祖父母等の親族」が82.9%と最も多く、次いで「友人や知人」が77.5%、「保育士」が26.2%などとなっている。小学生においては「友人や知人」が84.9%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が71.6%、「小学校の先生」が31.9%などとなっている。

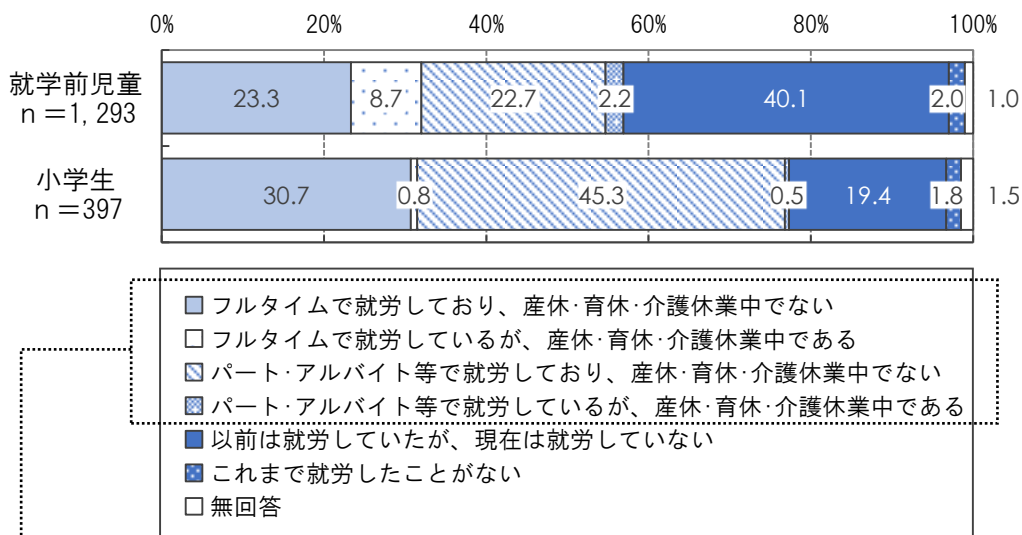
●子育てに関する支援情報の入手先（複数回答可）



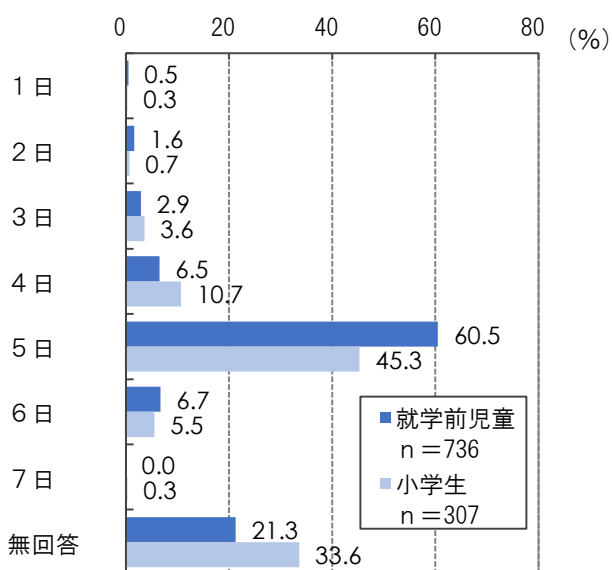
子育てに関する支援情報の入手先については、就学前児童において「知人・友人」が59.1%と最も多く、次いで「インターネット等」が47.4%、「広報すその」が36.6%などとなっている。小学生においては「知人・友人」が68.4%と最も多く、次いで「小学校」が68.2%、「広報すその」が29.1%などとなっている。

(3) 保護者の就労状況について

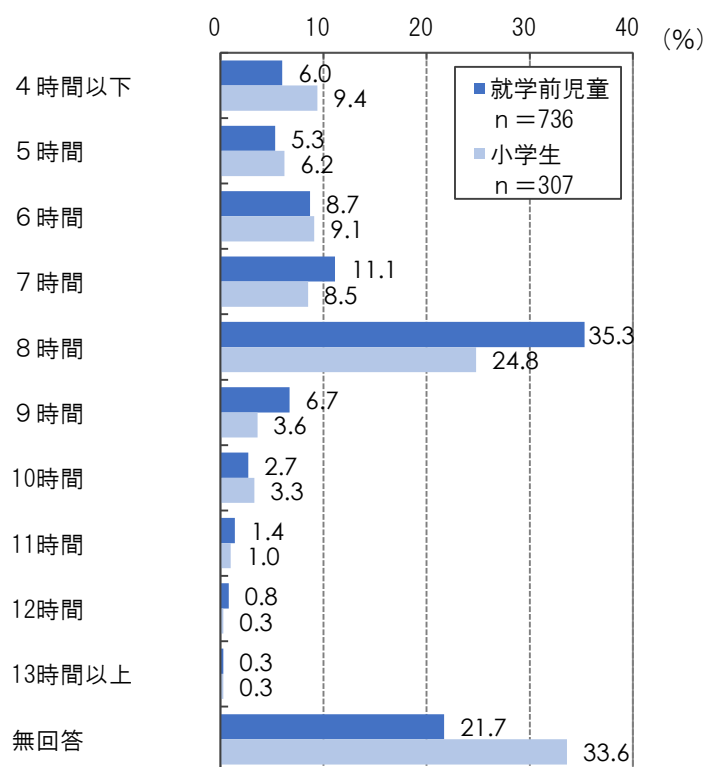
● 母親の就労状況（単数回答）



< 1週間あたりの就労日数 >



< 1日あたりの就労時間 >

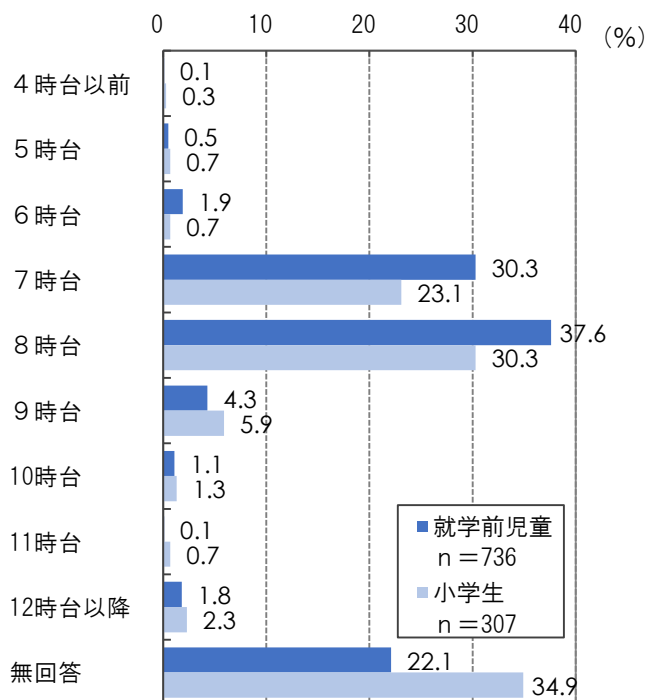


母親の就労状況については、就学前児童において「以前は就労していたが、現在は就労していない」が40.1%と最も多く、小学生において「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が45.3%と最も多くなっている。

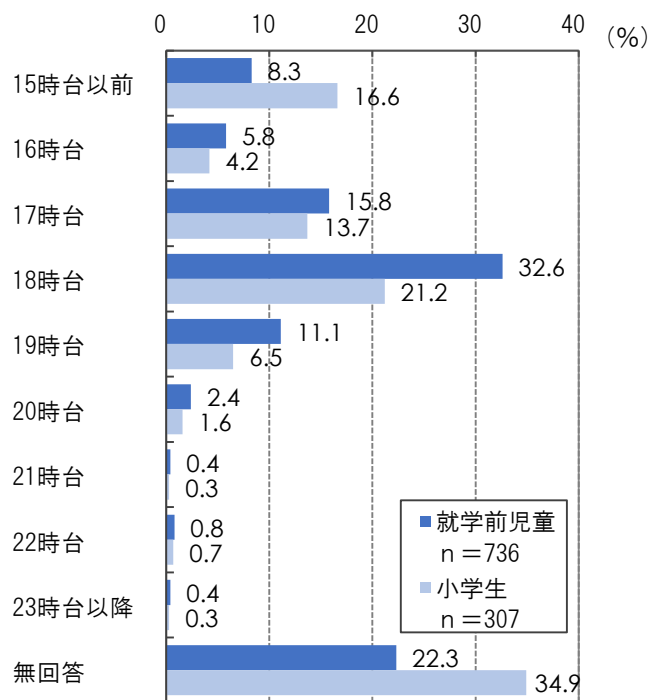
産休・育休・介護休業中を含んだ『就労している人』の割合をみると、就学前児童において56.9%、小学生において77.3%となっている。

就労している人の1週間あたりの就労日数については「5日」（就学前児童：60.5%、小学生：45.3%）が就学前児童、小学生ともに最も多く、1日あたりの就労時間は「8時間」（就学前児童：35.3%、小学生：24.8%）が就学前児童、小学生ともに最も多い。

＜家を出る時刻＞

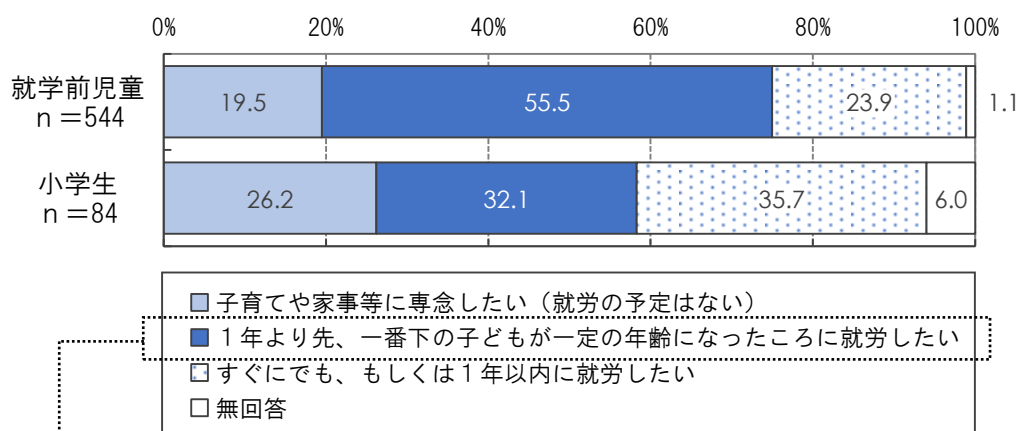


＜帰宅時刻＞

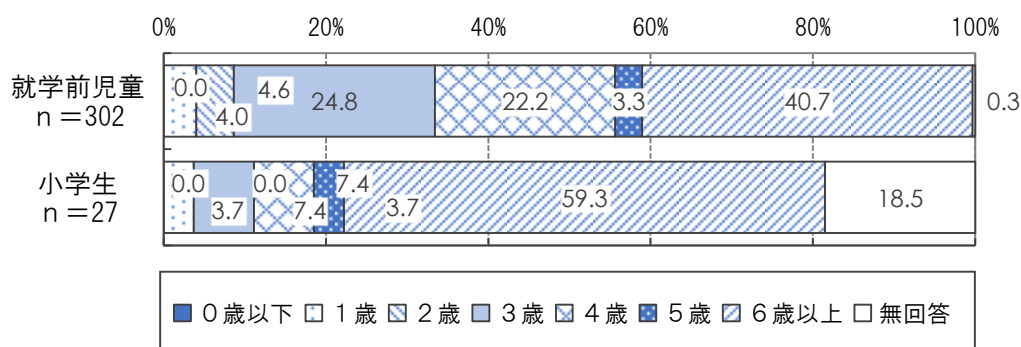


家を出る時刻については「8時台」（就学前児童：37.6%、小学生：30.3%）が就学前児童、小学生ともに最も多く、帰宅時刻は「18時台」（就学前児童：32.6%、小学生：21.2%）が就学前児童、小学生ともに最も多い。

● 母親が、フルタイム・パートタイムで『就労していない』と回答した方のみ
 今後の就労意向（単数回答）



<就労したい時期の末子の年齢>

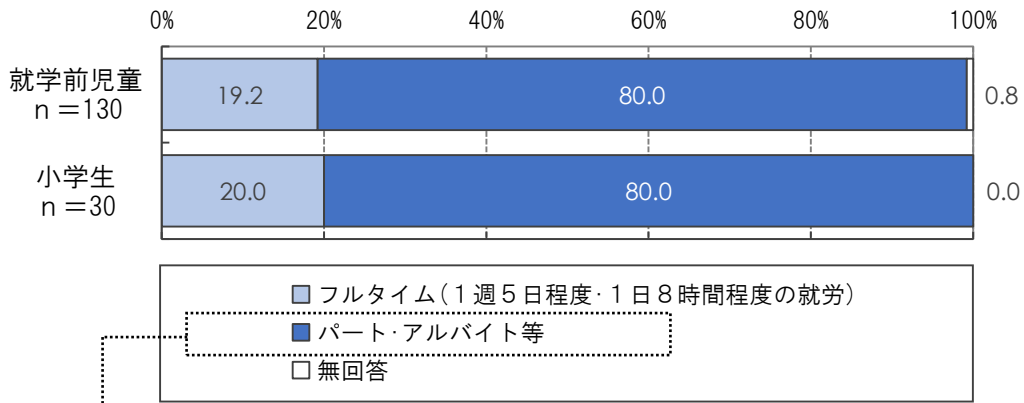


『就労していない』と回答した方の今後の就労意向については、「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合計した『就労希望がある』の割合は、就学前児童において79.4%、小学生において67.8%となっている。

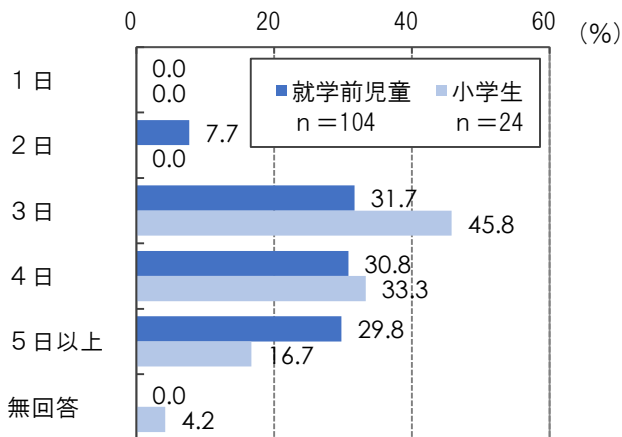
「子育てや家事等に専念したい（就労の予定はない）」の割合は、就学前児童において19.5%、小学生において26.2%となっている。

● 母親が、就労したいタイミングで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した方のみ

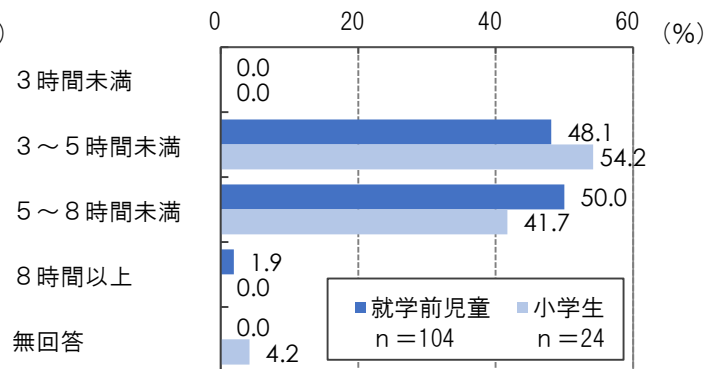
希望する就労形態（単数回答）



<1週間あたりの希望就労日数>



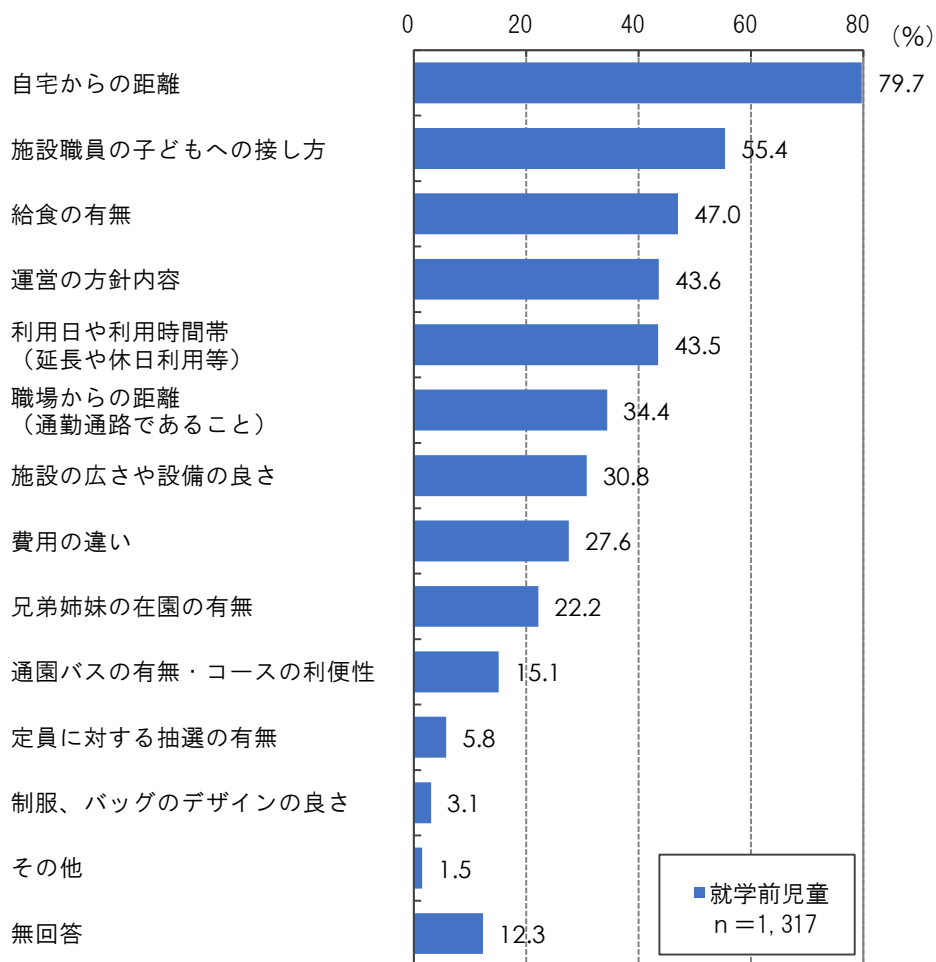
<1日あたりの希望就労時間>



「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した方の希望する就労形態については、「パート・アルバイト等」（就学前児童：80.0%、小学生：80.0%）が就学前児童、小学生ともに8割と最も多くなっている。

(4) 平日の定期的な教育・保育事業について<就学前児童のみ>

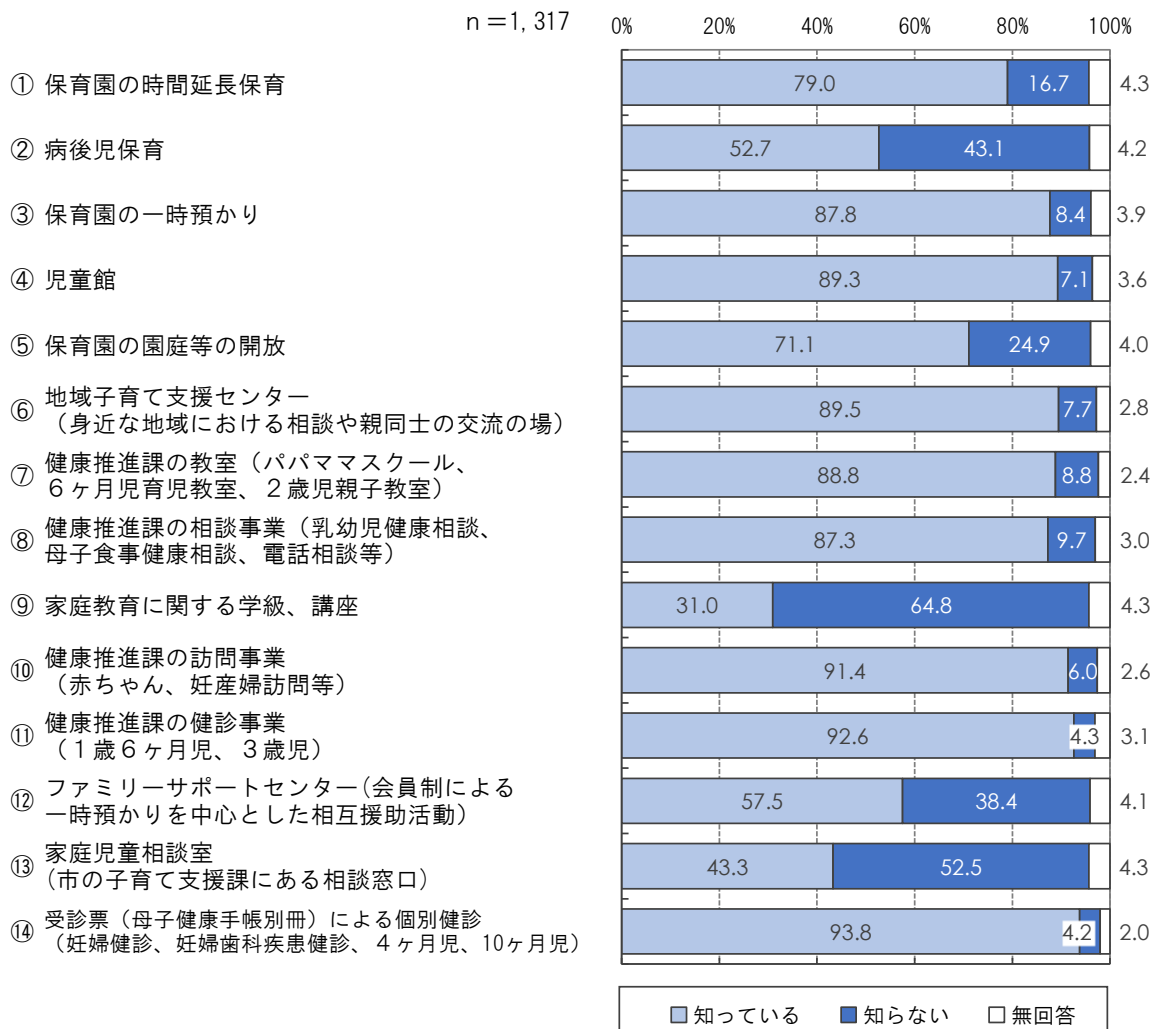
●教育・保育事業の施設を選ぶ際のポイント（複数回答可）



教育・保育事業の施設を選ぶ際のポイントについては、「自宅からの距離」が79.7%と最も多く、次いで「施設職員の子どもへの接し方」が55.4%、「給食の有無」が47.0%などとなっている。

（5）地域の子育て支援事業の利用状況について＜就学前児童のみ＞

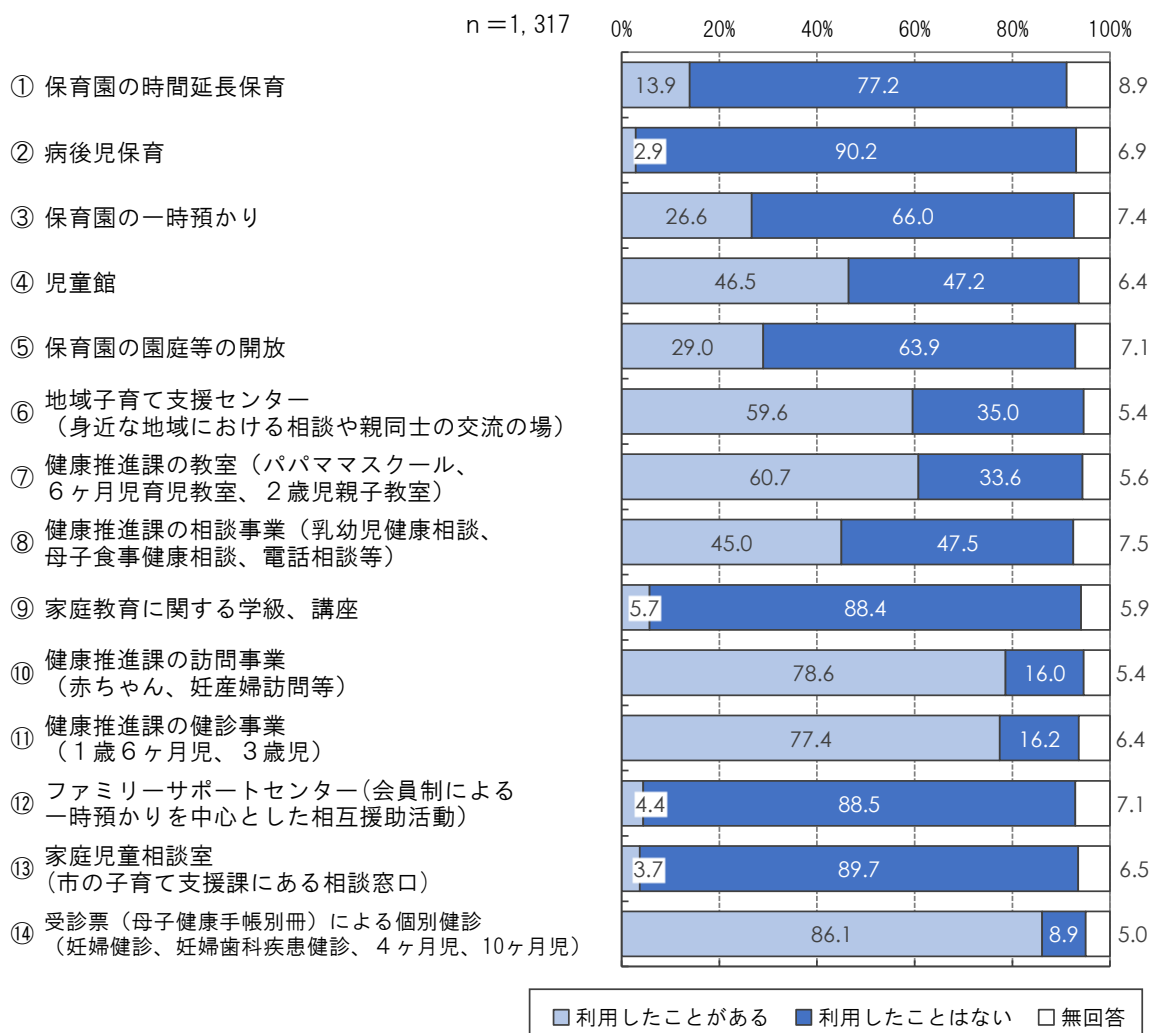
● 裾野市で実施している事業の認知度（単数回答）



裾野市で実施している事業の認知度については、「知っている」が多いものの上位3項目は、【⑭受診票（母子健康手帳別冊）による個別健診】（93.8%）、【⑪健康推進課の健診事業】（92.6%）、【⑩健康推進課の訪問事業】（91.4%）の順となっている。

一方、「知っている」が少ないものは、【⑨家庭教育に関する学級、講座】（31.0%）、【⑬家庭児童相談室】（43.3%）、【②病後児保育】（52.7%）の順となっている。

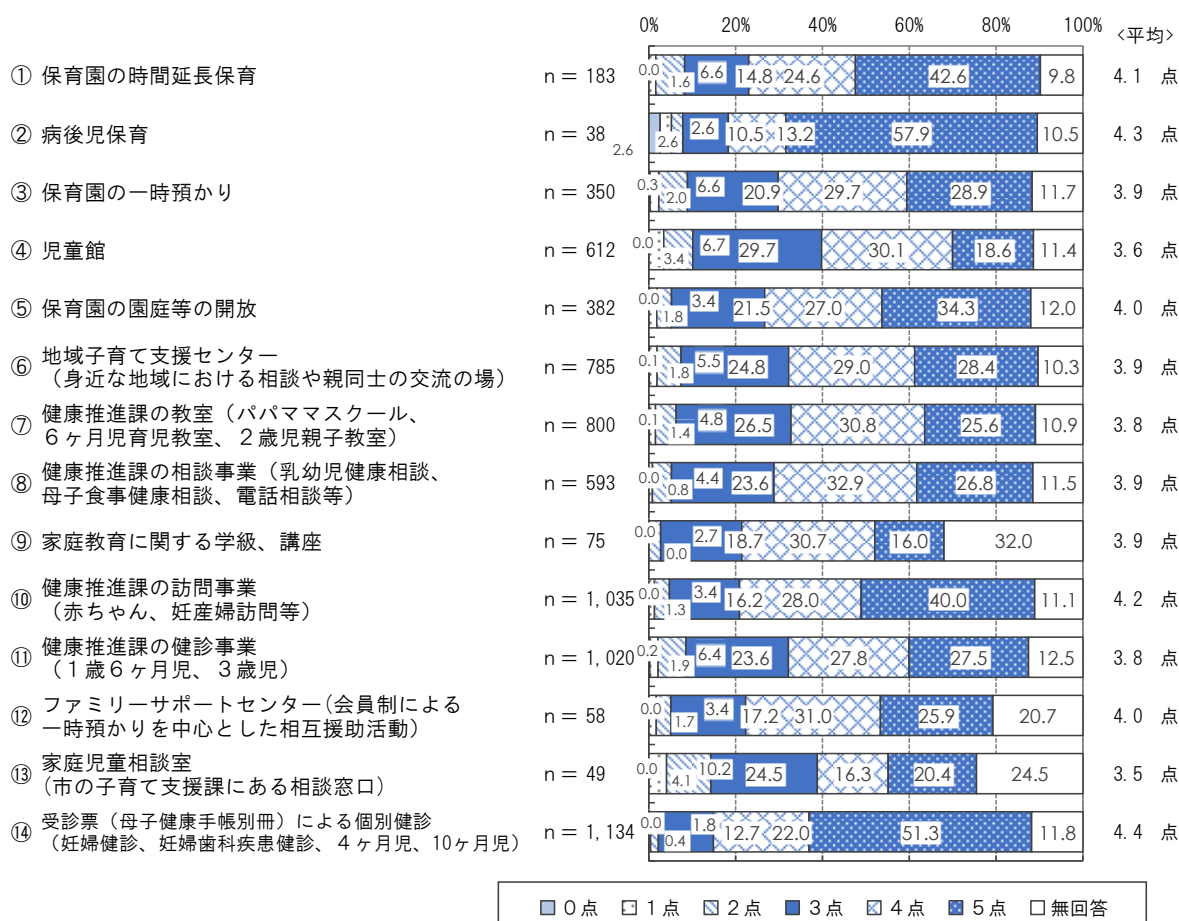
●裾野市で実施している事業の利用経験（単数回答）



利用経験については、「利用したことがある」が多いものの上位3項目は、【⑭受診票（母子健康手帳別冊）による個別健診】（86.1%）、【⑩健康推進課の訪問事業】（78.6%）、【⑪健康推進課の健診事業】（77.4%）の順となっている。

一方、「利用したことがある」が少ないものは、【②病後児保育】（2.9%）、【⑬家庭児童相談室】（3.7%）、【⑫ファミリーサポートセンター】（4.4%）の順となっている。

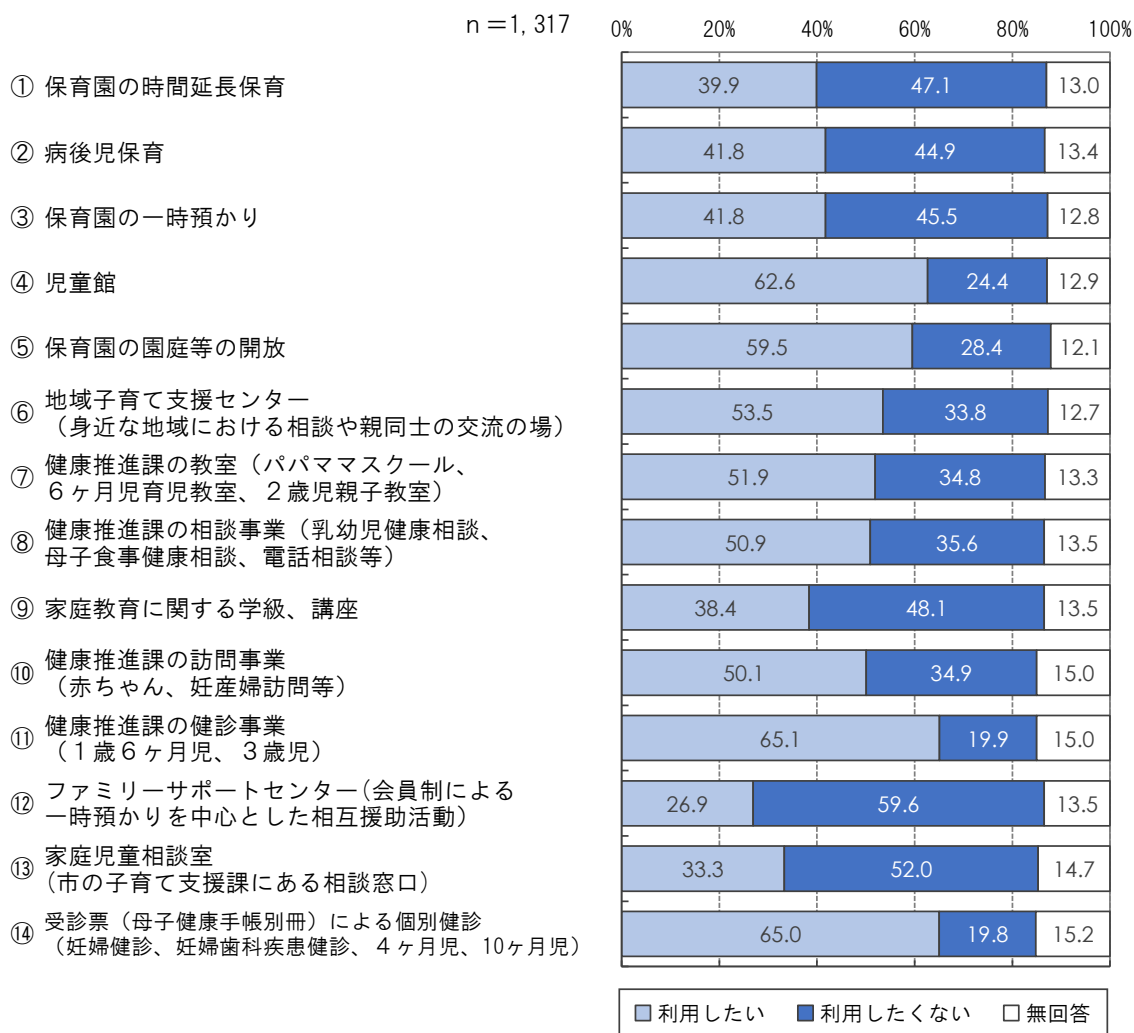
● 裾野市で実施している事業を「利用したことがある」と回答した方のみ
 利用した事業の満足度（単数回答）



利用した事業の満足度については、平均点が高いものの上位3項目は、【⑭受診票（母子健康手帳別冊）による個別健診】（4.4点）、【②病後児保育】（4.3点）、【⑩健康推進課の訪問事業】（4.2点）の順となっている。

一方、平均点が低いものは、【⑬家庭児童相談室】（3.5点）、【④児童館】（3.6点）、【⑦健康推進課の教室】【⑪健康推進課の健診事業】（ともに3.8点）の順となっている。

●裾野市で実施している事業の今後の利用意向（単数回答）

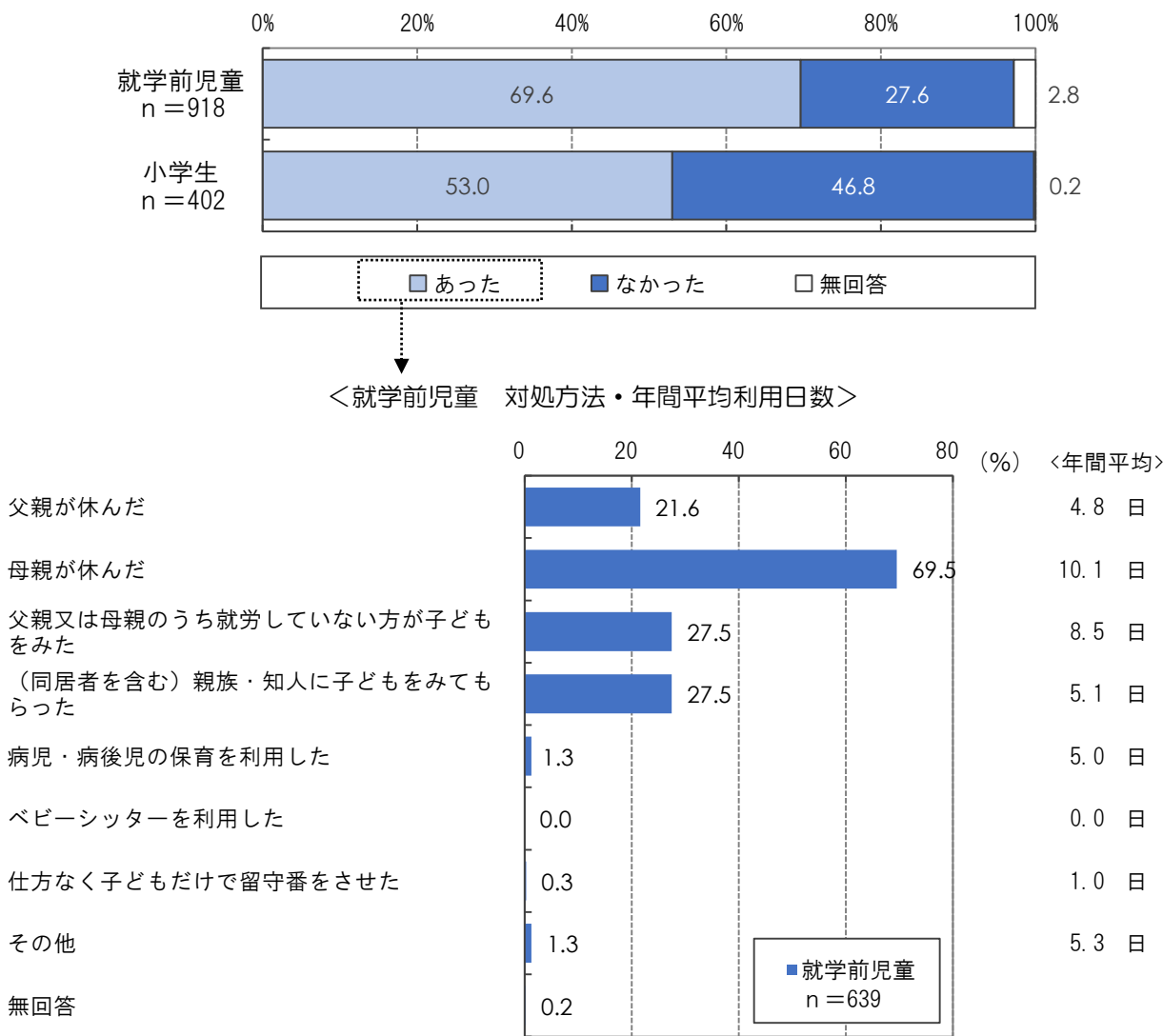


今後の利用意向については、「利用したい」が多いものの上位3項目は、【⑪健康推進課の健診事業】(65.1%)、【⑭受診票(母子健康手帳別冊)による個別健診】(65.0%)、【④児童館】(62.6%)の順となっている。

一方、「利用したい」が少ないものは、【⑫ファミリーサポートセンター】(26.9%)、【⑬家庭児童相談室】(33.3%)、【⑨家庭教育に関する学級、講座】(38.4%)の順となっている。

(6) 病気やケガ等の際の対応について

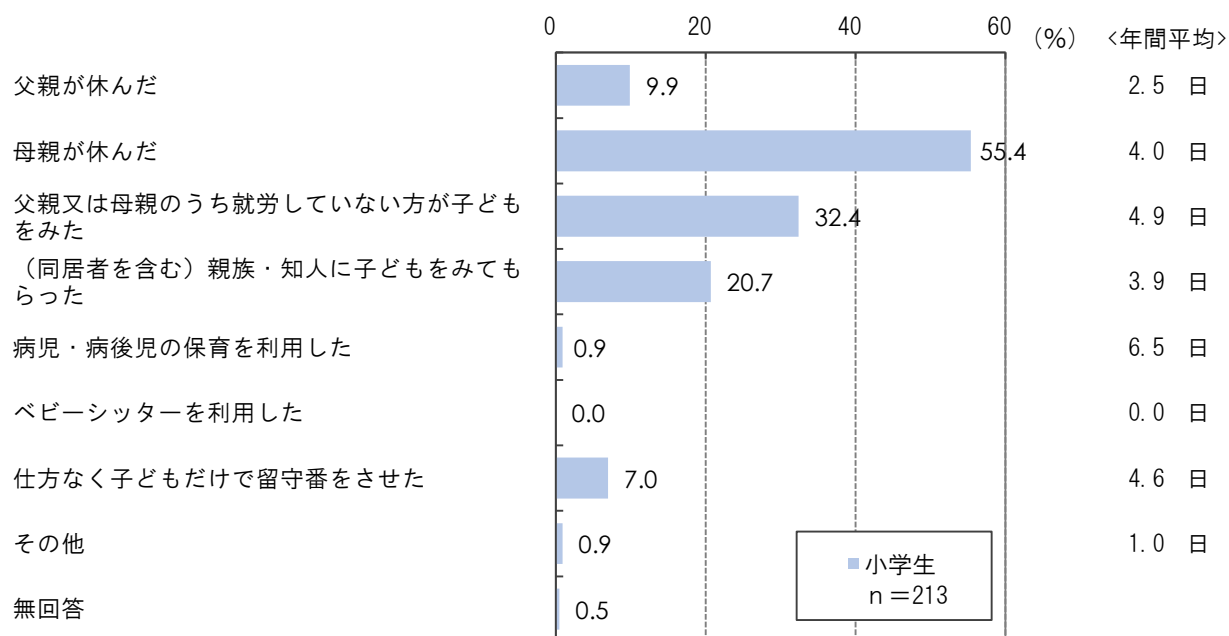
- 過去1年間の子どもが病気やケガで学校を休んだり保育サービスを利用できなかったことの有無（単数回答）及び、その場合の対処方法（複数回答可）



過去1年間に子どもが病気やケガで学校を休んだり保育サービスを利用できなかったことの有無については、就学前児童において「あった」が69.6%、「なかった」が27.6%となっている。小学生においては「あった」が53.0%、「なかった」が46.8%となっている。

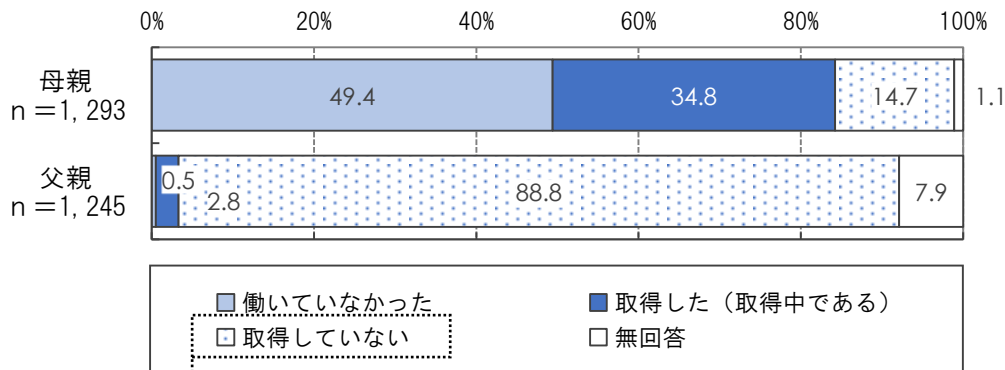
学校を休んだり保育サービスを利用できなかった場合の対処方法については、「母親が休んだ」（就学前児童：69.5%、小学生：55.4%）が就学前児童、小学生ともに半数を超えて最も多くなっている。また、「病児・病後児の保育を利用した」は、就学前児童において1.3%、小学生において0.9%となっている。

<小学生 対処方法・年間平均利用日数>

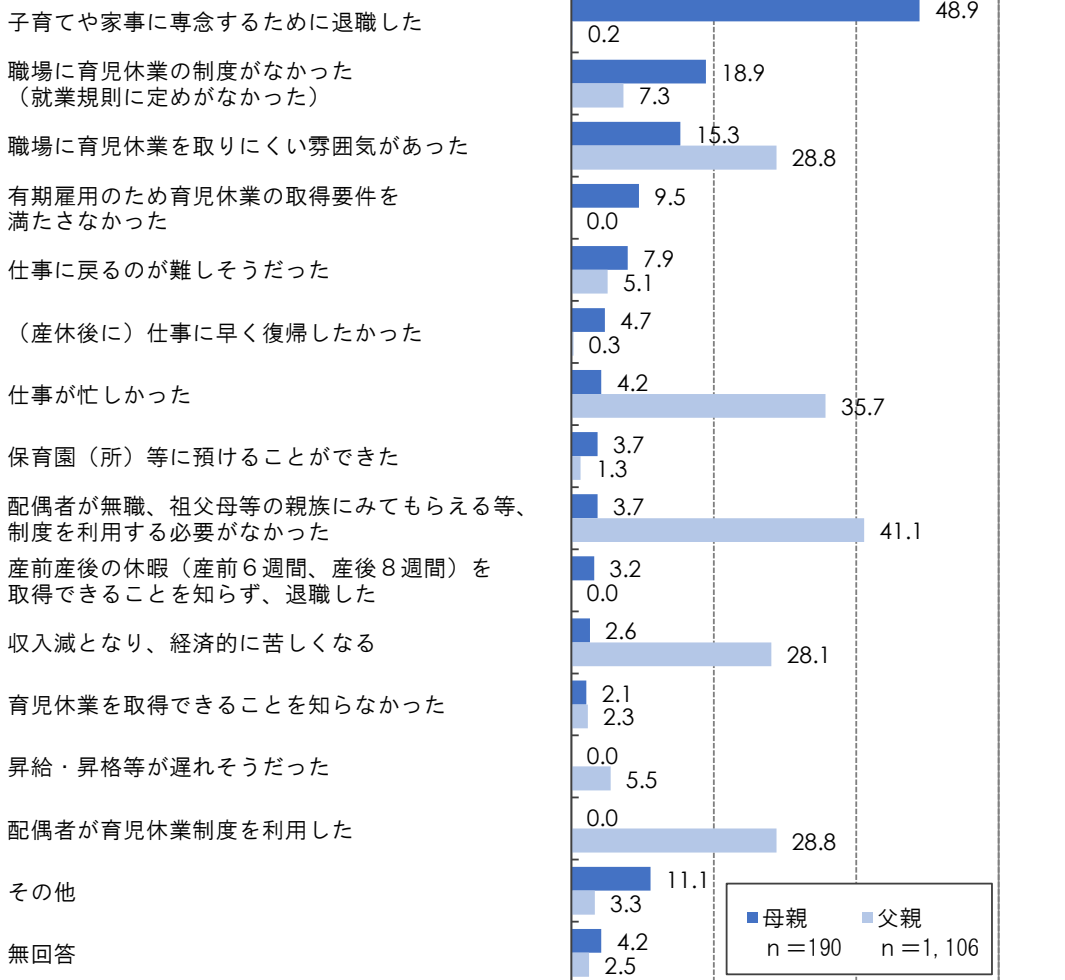


(7) 育児休業や短時間勤務制度等職場の両立支援制度について<就学前児童のみ>

● 育児休業の取得状況（単数回答）・育児休業を取得していない理由（複数回答可）



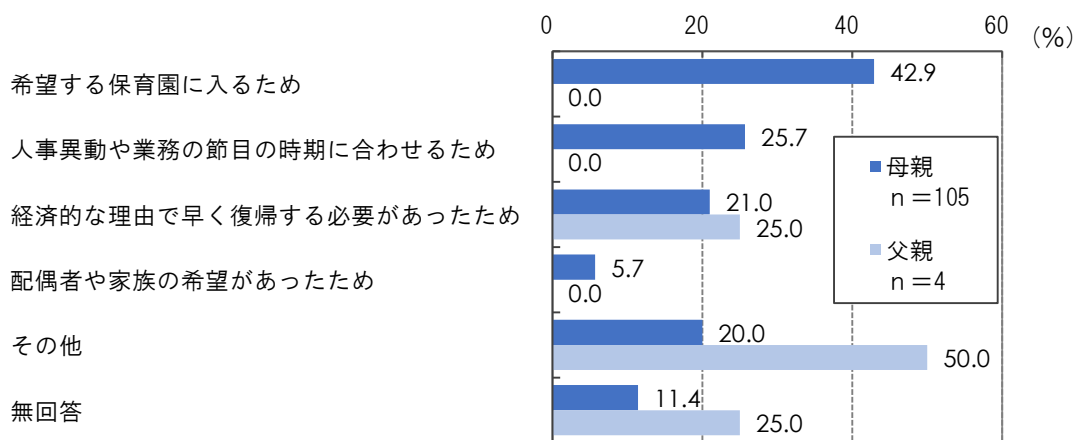
<育児休業を取得していない理由>



育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」は母親が 34.8%、父親が 2.8%となっている。

育児休業を取得していない理由については、母親において「子育てや家事に専念するために退職した」が 48.9%と最も多く、父親においては「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった」が 41.1%と最も多くなっている。

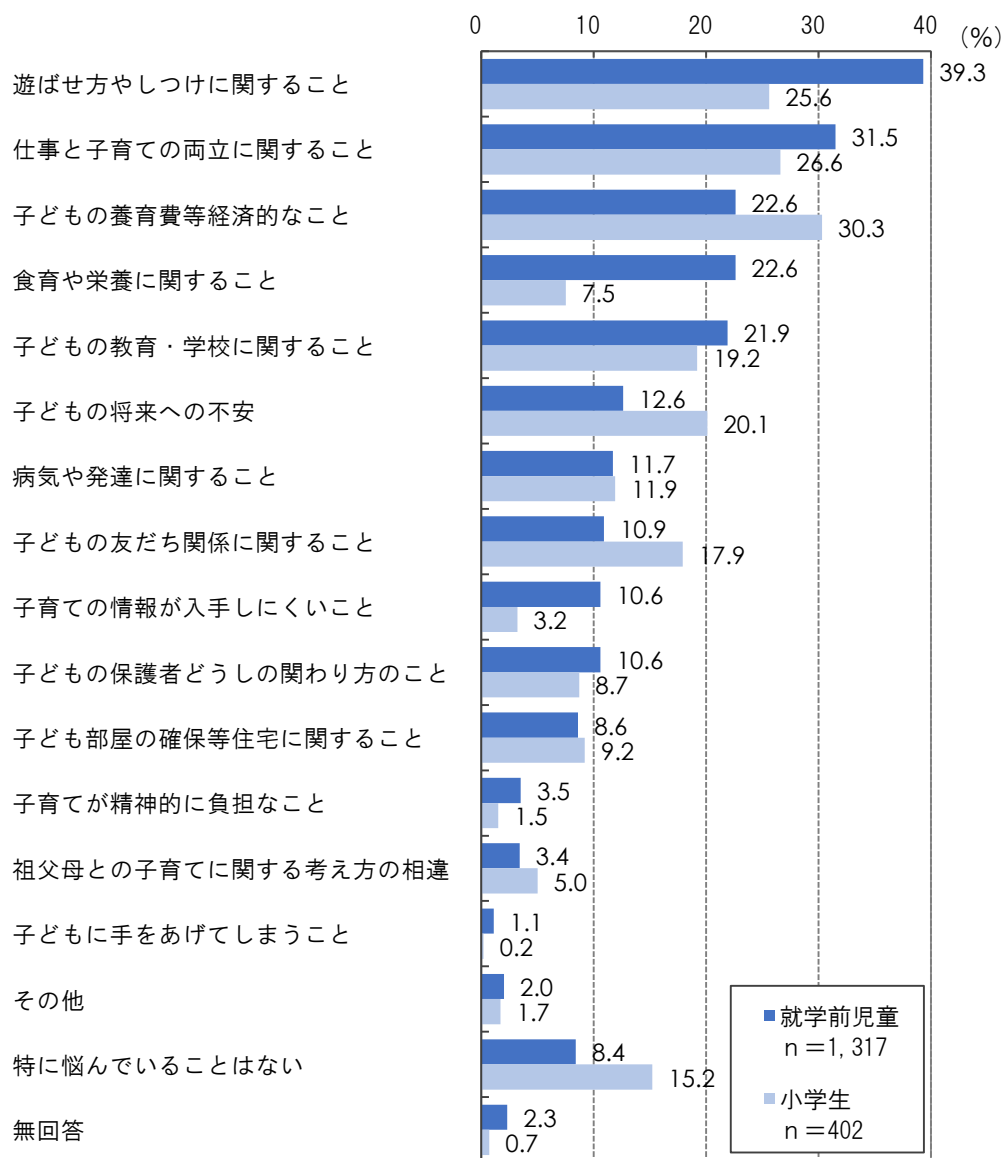
● 育児休業を取得した方で、実際の復帰と希望が異なる方のみ
 希望の時期に職場復帰しなかった理由（複数回答可）



希望の時期より早く職場復帰した理由については、母親において「希望する保育園に入るため」が42.9%と最も多く、次いで「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が25.7%、「経済的な理由で早く復帰する必要があるため」が21.0%などとなっている。父親においては、回答者数が少ないため、参考掲載とする。

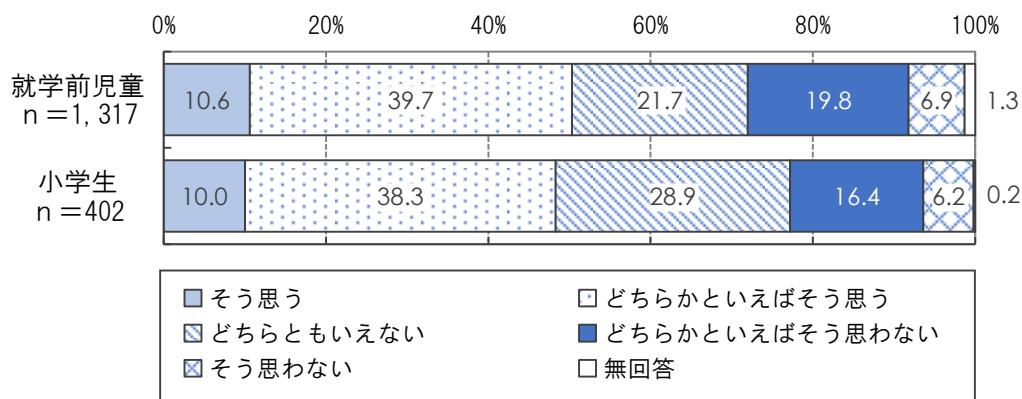
(8) 子育てに関する一般的な事項について

●子育てにおいて悩んでいること（複数回答可）



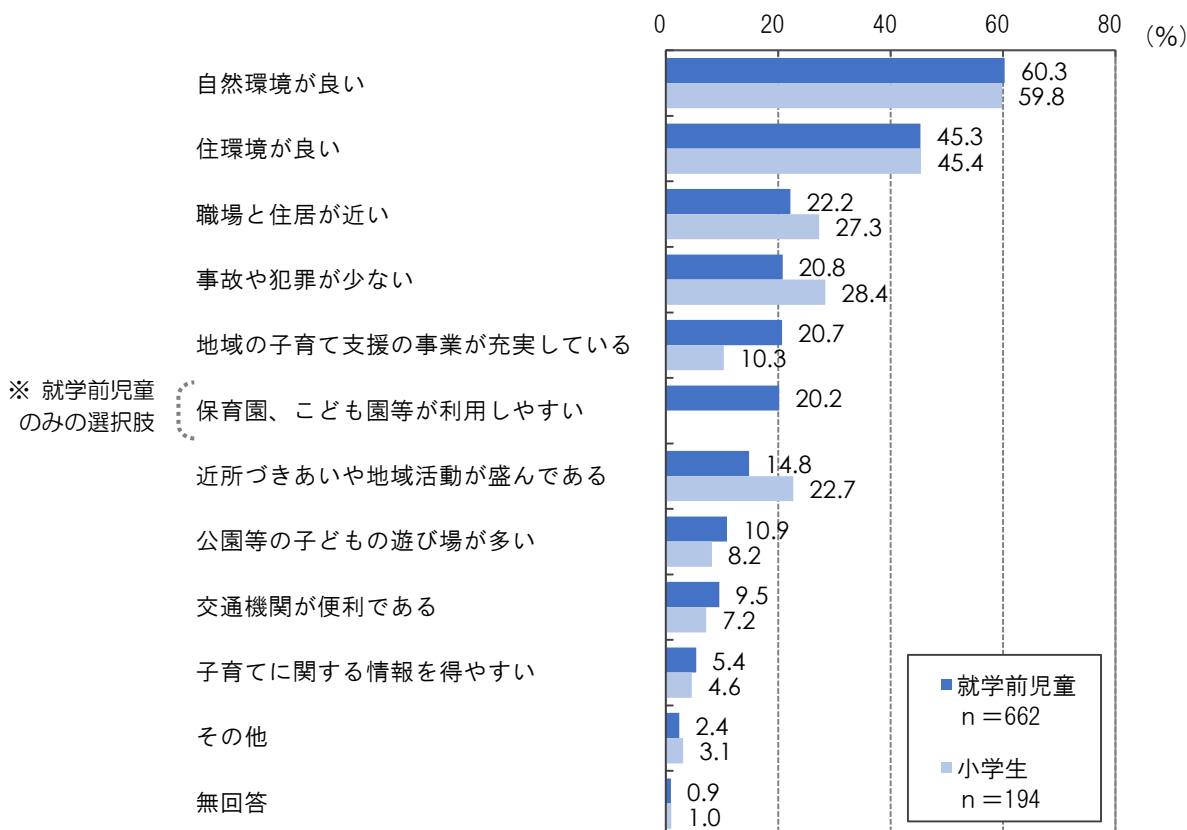
子育てにおいて悩んでいることについては、就学前児童において「遊ばせ方やしつけに関すること」が39.3%と最も多く、次いで「仕事と子育ての両立に関すること」が31.5%、「子どもの養育費等経済的なこと」・「食育や栄養に関すること」がともに22.6%などとなっている。小学生においては「子どもの養育費等経済的なこと」が30.3%と最も多く、次いで「仕事と子育ての両立に関すること」が26.6%、「遊ばせ方やしつけに関すること」が25.6%などとなっている。

● 裾野市は子育てしやすいまちだと思うか（単数回答）



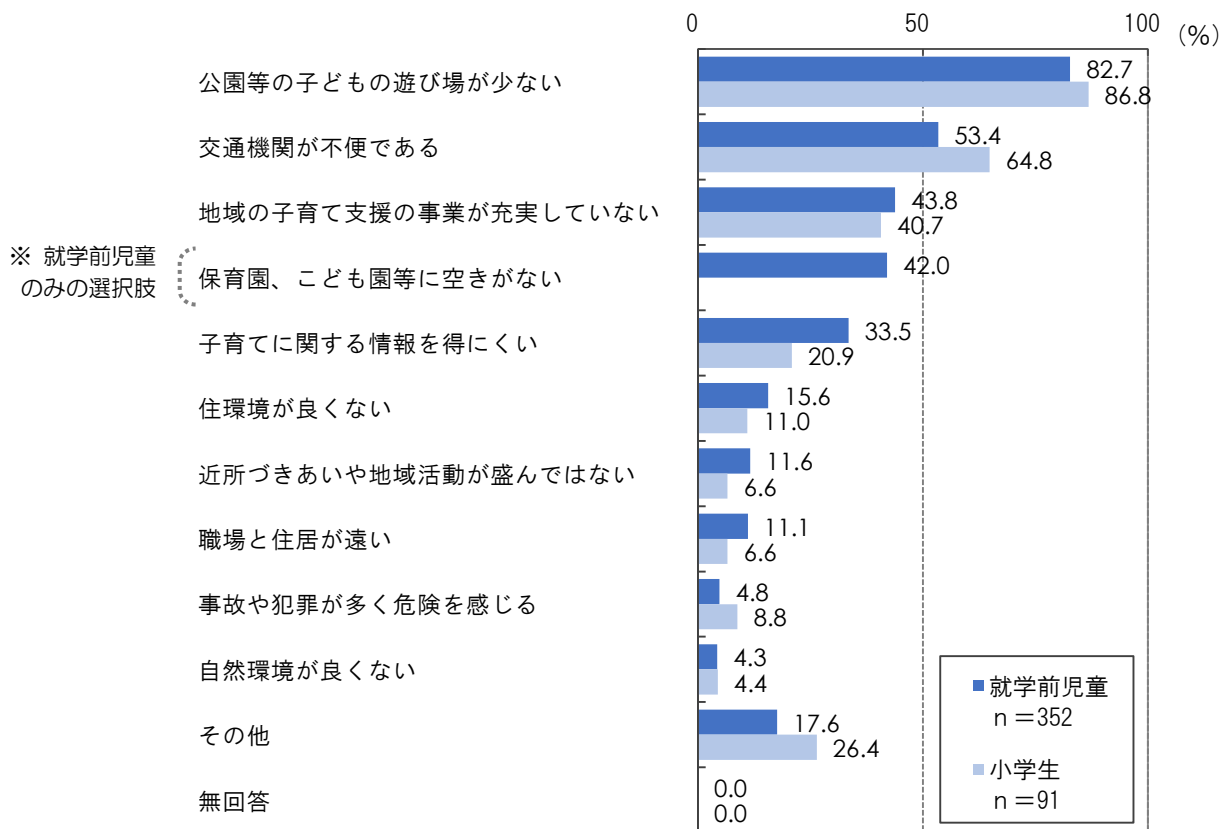
裾野市は子育てしやすいまちだと思うかについては、就学前児童において「そう思う」10.6%と「どちらかといえばそう思う」39.7%を合計した『そう思う』は50.3%となっている。小学生においては「そう思う」10.0%と「どちらかといえばそう思う」38.3%を合計した『そう思う』は48.3%となっている。

● 裾野市は子育てしやすいまちだと思うかで、『そう思う』と回答した方のみ
子育てしやすいまちだと思う理由（複数回答可）



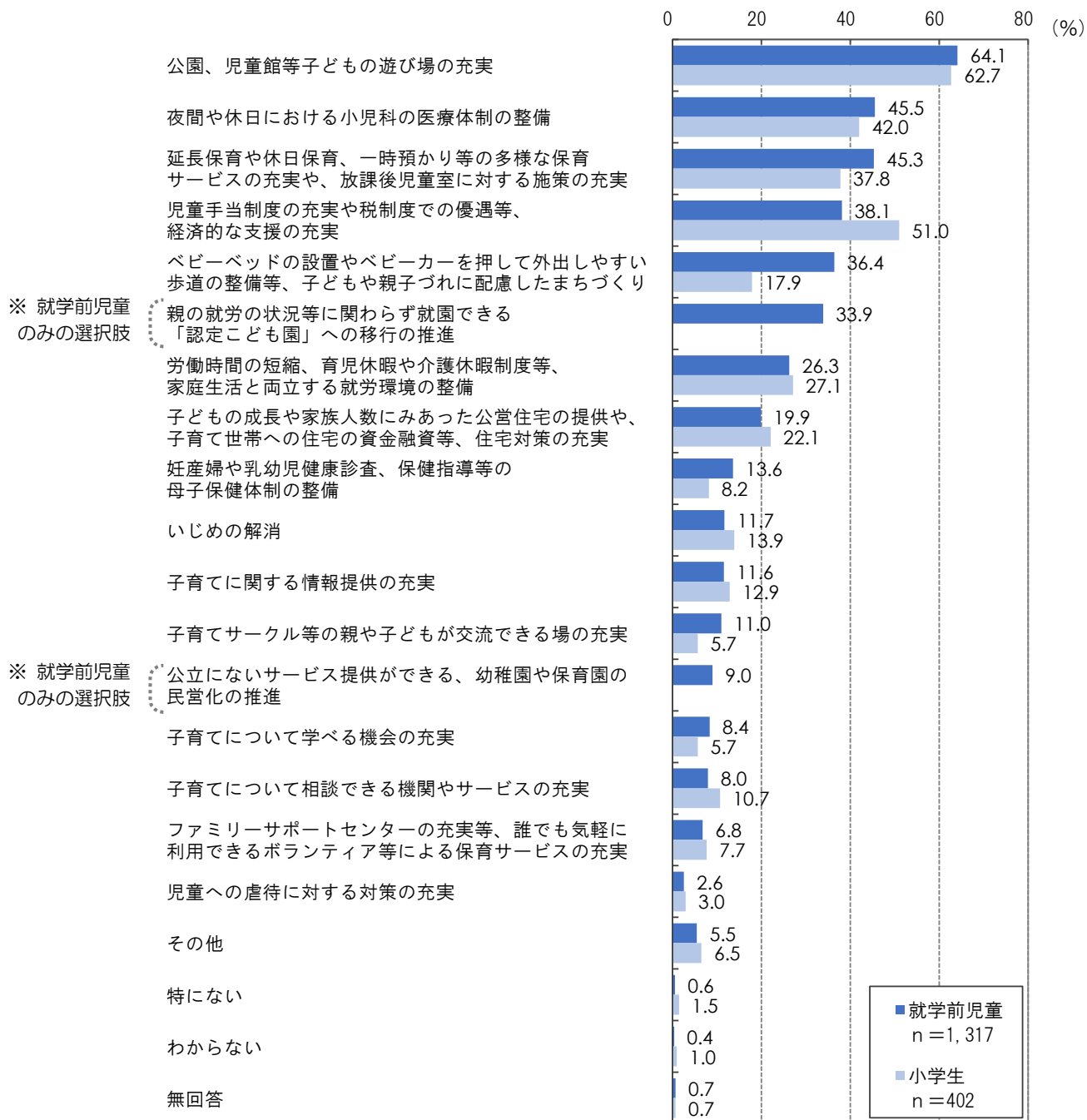
子育てしやすいまちだと思う理由については、就学前児童において「自然環境が良い」が60.3%と最も多く、次いで「住環境が良い」が45.3%、「職場と住居が近い」が22.2%などとなっている。小学生においては「自然環境が良い」が59.8%と最も多く、次いで「住環境が良い」が45.4%、「事故や犯罪が少ない」が28.4%などとなっている。

● 裾野市は子育てしやすいまちだと思うかで、『そう思わない』と回答した方のみ
 子育てしやすいまちだと思わない理由（複数回答可）



子育てしやすいまちだと思わない理由については、就学前児童において「公園等の子どもの遊び場が少ない」が82.7%と最も多く、次いで「交通機関が不便である」が53.4%、「地域の子育て支援の事業が充実していない」が43.8%などとなっている。小学生においては「公園等の子どもの遊び場が少ない」が86.8%と最も多く、次いで「交通機関が不便である」が64.8%、「地域の子育て支援の事業が充実していない」が40.7%などとなっている。

●子育て環境をさらに良くしていくために重要な施策（複数回答可）



子育て環境をさらに良くしていくために重要な施策については、就学前児童において「公園、児童館等子どもの遊び場の充実」が64.1%と最も多く、次いで「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が45.5%、「延長保育や休日保育、一時預かり等の多様な保育サービスの充実や、放課後児童室に対する施策の充実」が45.3%などとなっている。小学生においては「公園、児童館等子どもの遊び場の充実」が62.7%と最も多く、次いで「児童手当制度の充実や税制度での優遇等、経済的な支援の充実」が51.0%、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が42.0%などとなっている。

第3章 計画の基本理念及び基本方針

1 計画の基本理念

本市ではこれまで、「子育てに楽しさを感じ、子どもたちの成長を通じ、親も、地域も共に育つまちづくり」を基本理念に掲げて、子育て支援施策の充実に努めてきました。

これまでの計画期間内においても、子育て家庭を取り巻く環境は著しく変化しています。また、障がいなどによって社会的な支援を必要とする子どもの増加や貧困の問題、定住外国人の増加等、新たな課題が発生しており、全ての子育て家庭に適切な支援を提供するための体制の構築を求められています。今後は、これまでの取り組みを継承するとともに、より柔軟かつきめ細かな支援を展開していくことが必要です。

このような背景を踏まえて、本計画では、以下のとおりに基本理念を定め、子育て支援施策の一層の推進を図ります。

〔基本理念〕

**“子育てによるこびを感じ、
子どもたちの成長を通じ、
親も、地域も共に育つまちづくり”**

2 施策の体系

基本理念

**“子育てによろこびを感じ、子どもたちの成長を通じ、
親も、地域も共に育つまちづくり”**

〔基本方針1〕

子育て家庭の健康づくりへの支援

- (1) 安心な妊娠・出産への支援の推進
- (2) 母子の健康づくりの推進

〔基本方針2〕

仕事と家庭生活の両立支援

- (1) 仕事と家庭生活の調和（ワークライフバランス）の実現
のための環境づくりの促進
- (2) 男女が共に参画・参加する子育ての推進

〔基本方針3〕

きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 障がい児施策の充実
- (3) 多様な子育て家庭への支援の推進

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 地域の教育・保育の場 及び 子育て支援事業の充実

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することを可能とした上で、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の利用状況、施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を定めることとなっています。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと、それに対応する確保策を記載することとされています。

区域の設定においては、地区内での教育・保育施設の利用率、通園に係る負担感、それぞれの地区の子ども的人数とその地区にある教育・保育施設の定員等のバランスを考慮する必要があります。

これらの考え方のもとで、本市では、児童人口の将来推計や前期計画期間の利用実績、ニーズ調査等から算出された需要量等を考慮した結果、教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域において、市内全域（1区域）に設定します。ただし、放課後児童健全育成事業については、小学校区別に放課後児童室の運営を実施しているため、小学校区（9区域）を提供区域として設定します。

なお、このようにそれぞれの提供区域を定めながらも、ニーズや利用状況の変化等を勘案しながら、適切な対応を図っていきます。

本市の教育・保育提供区域
本市の地域子ども・子育て支援事業提供区域

裾野市内全域（1区域）

（ただし、放課後児童健全育成事業のみ各小学校区による9区域）

2 幼児期の学校教育・保育事業

第1期計画期間の教育・保育施設及びサービスの利用実績や、ニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえて、小学校就学前児童数の推計結果や教育・保育施設の整備状況や地域の実情等を考慮して、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設及びサービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み（どのくらいニーズがあるか）」に対応できるよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による「確保の内容（いつ、どのくらい供給するか）」を設定します。

【認定区分】

子ども・子育て支援法において、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、児童の年齢や保育の必要性を考慮した上で以下の3区分に認定し、給付を支給する仕組みとなっています。

区分	年齢	保育の必要性	対象となる施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定		あり	保育所・認定こども園 (幼稚園利用も可能)
3号認定	満3歳未満		

【教育・保育の確保内容（施設及び事業）】

区分	利用施設・事業
特定教育・保育施設	施設型給付を受ける教育・保育施設 ○幼稚園 ○保育所 ○認定こども園
確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けない幼稚園 (旧制度下で運営されている幼稚園)
特定地域型保育事業	地域型保育給付を受ける地域型保育事業 ○小規模保育（定員6人以上19人以下） ○家庭的保育（定員5人以下） ○居宅訪問型保育 ○事業所内保育

(1) 教育事業《1号認定・2号認定（教育）》

【事業の対象】

- ・ 保育の必要性がない満3歳以上の児童
- ・ 保育の必要性がある満3歳以上の児童のうち、幼児教育の利用希望が強いと認められる児童

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

全市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	555	518	485	479	470
1号認定	462	431	404	399	391
2号認定 (教育ニーズ)	93	87	81	80	79
② 確保の内容	890	890	890	890	890
特定教育・保育施設	580	580	580	580	580
確認を受けない幼稚園	310	310	310	310	310
②-①	335	372	405	411	420

【量の確保内容】

公立幼稚園6箇所、私立幼稚園3箇所を受け入れを行っており、認可定員数の合計は890人となっています。現在、量の見込みのピークである令和2年度の必要利用定員総数に対し、提供体制は十分に確保されています。

(2) 保育事業《2号認定（保育）》

【事業の対象】

保育の必要性がある満3歳以上の児童

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

全市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	702	654	613	605	595
② 確保の内容	708	708	708	708	708
特定教育・保育施設	640	640	640	640	640
認可外保育施設	68	68	68	68	68
②-①	6	54	95	103	113

【量の確保内容】

公立保育所8箇所及び認可外保育施設1箇所で受け入れを行っており、定員数の合計は708人となっています。現在、量の見込みのピークである令和2年度の必要利用定員総数702人に対し、供給体制で受け入れが可能です。今後ニーズの高まりが見られた場合には、各保育施設及び事業の連携による適切な提供に努めます。

(3) 保育事業《3号認定(0～2歳児)》**【事業の対象】**

保育の必要性がある0～2歳児の児童

【量の見込み及び確保の内容】**■ 0歳児**

(単位：人)

全市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	54	53	51	50	49
② 確保の内容	96	96	96	96	96
特定教育・保育施設	83	83	83	83	83
特定地域型保育事業	13	13	13	13	13
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②-①	42	43	45	46	47

■ 1・2歳児

(単位：人)

全市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	326	320	325	323	319
② 確保の内容	345	345	345	345	345
特定教育・保育施設	315	315	315	315	315
特定地域型保育事業	30	30	30	30	30
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②-①	19	25	20	22	26

【量の確保内容】

保育所 13 箇所を受け入れを行っており、認可定員数の合計は0歳児が 96 人、1・2歳児が 345 人となっています。現在、量の見込みのピークである令和2年度の必要利用定員総数に対し、0歳児、1・2歳児ともに供給体制で受け入れが可能です。

(参考) 計画期間中の保育利用率*

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳人口(人)	1,270	1,229	1,223	1,199	1,169
保育利用者数(人)	441	441	441	441	441
保育利用率*(%)	34.7	35.9	36.1	36.8	37.7

※保育利用率…3歳未満の子どもの人口に占める、利用定員の割合

3 地域子ども・子育て支援事業

① 放課後児童健全育成事業（放課後児童室）

【事業の内容】

就労等の理由によって保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

全市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	447	448	442	428	417
1年生	138	145	146	132	135
2年生	158	120	127	128	115
3年生	82	114	87	93	94
4年生	49	43	56	44	47
5年生	19	21	19	25	18
6年生	1	5	7	6	8
② 確保の内容	540	540	540	540	540
②-①	93	92	98	112	123

【量の確保内容】

令和元年度現在、市内9小学校区（18箇所）で放課後児童健全育成事業（放課後児童室）を実施しています。現在、全ての小学校区において、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携について

国の放課後子ども総合プランでは、次代を担う子どもたちの健全な育成と、放課後に安心して過ごせる居場所の確保のために、放課後児童クラブ（放課後児童室）と放課後子ども教室の一体的な提供体制の整備を進めることとされています。本市においては、現在、放課後子ども教室は実施していませんが、今後実施を検討するとともに、実施する際には、放課後児童室と放課後子ども教室の連携により、提供する施設の有効活用等を図ります。

放課後子ども教室事業…地域住民の参画を得て、放課後における安全かつ健やかな活動拠点づくりを行うことで、児童の地域との交流及び健全育成を推進する事業

(単位：人)

【東小学校区】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	108	109	110	106	102
1年生	37	38	38	35	35
2年生	39	31	32	32	29
3年生	13	27	22	22	22
4年生	14	6	13	10	10
5年生	4	6	3	6	4
6年生	1	1	2	1	2
② 確保の内容	135	135	135	135	135
②-①	27	26	25	29	33
【西小学校区】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	117	114	108	101	97
1年生	32	34	34	30	31
2年生	48	29	31	31	27
3年生	20	35	21	23	23
4年生	13	9	16	9	10
5年生	4	6	4	7	4
6年生	0	1	2	1	2
② 確保の内容	120	120	120	120	120
②-①	3	6	12	19	23
【深良小学校区】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	51	50	49	49	47
1年生	13	14	14	13	13
2年生	11	12	13	13	12
3年生	17	9	10	11	11
4年生	7	11	6	7	7
5年生	3	3	5	3	3
6年生	0	1	1	2	1
② 確保の内容	55	55	55	55	55
②-①	4	5	6	6	8

(単位：人)

【富岡第一小学校区】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	56	58	56	54	54
1年生	20	21	21	19	19
2年生	23	16	17	17	16
3年生	6	16	11	12	12
4年生	4	2	5	4	4
5年生	3	2	1	2	2
6年生	0	1	1	0	1
② 確保の内容	60	60	60	60	60
②-①	4	2	4	6	6
【富岡第二小学校区】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	10	11	12	11	10
1年生	4	4	4	4	4
2年生	6	3	3	3	3
3年生	0	4	2	2	2
4年生	0	0	3	1	1
5年生	0	0	0	1	0
6年生	0	0	0	0	0
② 確保の内容	15	15	15	15	15
②-①	5	4	3	4	5
【須山小学校区】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	20	20	20	19	18
1年生	4	5	5	4	4
2年生	7	4	5	5	4
3年生	7	7	4	5	5
4年生	1	4	4	2	3
5年生	1	0	2	2	1
6年生	0	0	0	1	1
② 確保の内容	25	25	25	25	25
②-①	5	5	5	6	7

(単位：人)

【向田小学校区】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	13	11	10	10	10
1年生	4	4	4	4	4
2年生	5	3	3	3	3
3年生	3	3	2	2	2
4年生	1	1	1	1	1
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
② 確保の内容	15	15	15	15	15
②-①	2	4	5	5	5
【千福が丘小学校区】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	21	23	24	25	26
1年生	7	8	8	7	8
2年生	5	7	8	8	7
3年生	5	4	5	6	6
4年生	3	3	2	3	4
5年生	1	1	1	1	1
6年生	0	0	0	0	0
② 確保の内容	40	40	40	40	40
②-①	19	17	16	15	14
【南小学校区】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	51	52	53	53	53
1年生	17	17	18	16	17
2年生	14	15	15	16	14
3年生	11	9	10	10	11
4年生	6	7	6	7	7
5年生	3	3	3	3	3
6年生	0	1	1	1	1
② 確保の内容	75	75	75	75	75
②-①	24	23	22	22	22

② 延長保育事業（時間外保育事業）

【事業の内容】

保育所の開所時間を超えて乳幼児の保育を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	225	214	206	203	198
② 確保の内容	408	408	408	408	408
②-①	183	194	202	205	210
実施箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

【量の確保内容】

市内5箇所の保育所で延長保育事業（時間外保育事業）を実施しています。現在、量の見込みのピークである令和2年度の225人に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。引き続き、利用者のニーズに対応した供給体制の確保に努めます。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業の内容】

就学前児童を対象に、保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

【量の確保内容】

今回実施したニーズ調査においては、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）へのニーズは見られませんでした。令和元年度現在、本事業の利用施設や利用実績はありません。今後利用ニーズが見込まれる時には、利用希望者の動向、施設確保、事業態勢及び実施を含めて検討します。

④ 地域子育て支援拠点事業

【事業の内容】

乳幼児とその保護者が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育てに関するさまざまな相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行ったりする事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人回/月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1,714	1,659	1,651	1,618	1,578
② 確保の内容	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
②-①	1,486	1,541	1,549	1,582	1,622

【量の確保内容】

市内の私立保育所4箇所にて「地域子育て支援センター」として、地域子育て支援拠点事業を実施しています。具体的な事業を開催する際には、希望者(参加者)を集約して実施します。現在、量の見込みのピークである令和2年度の必要利用定員総数 1,714 人に対し、供給体制で受け入れが可能です。

⑤ 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

病気回復期の児童を家庭で保育することができない時に、看護師や保育士がいる専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

※令和元年度現在、裾野市では病後児保育事業のみを実施しています。

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	585	555	536	527	516
② 確保の内容	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
②-①	1,335	1,365	1,384	1,393	1,404
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

【量の確保内容】

病後児保育事業は、市内の私立保育所2箇所にて実施しています。現在、量の見込みのピークである令和2年度の必要利用人数 585 人に対し、供給体制で受け入れが可能です。引き続き、適切な供給体制の確保に努めるとともに、病児保育の実施に向けた検討を進めます。

⑥ 一時預かり事業（預かり保育）

【事業の内容】

幼稚園在園児を対象にしたもの（在園児対象型）とそれ以外のものがあります。在園児対象型の一時預かりは3～5歳児の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず一時的に子どもを預けることができるもので、保育所等で実施しています。

（1）幼稚園型

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	24,877	23,195	21,734	21,459	21,075
1号認定の利用	1,302	1,214	1,138	1,123	1,103
2号認定の利用	23,575	21,981	20,596	20,336	19,972
② 確保の内容	1,302	1,214	1,138	1,123	1,103
②-①	▲23,575	▲21,981	▲20,596	▲20,336	▲19,972
実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

【量の確保内容】

在園児対象型の一時預かり事業は、市内の私立幼稚園3箇所にて実施しています。量の見込みとしては大きな値が出ていますが、これは2号認定の利用において、親の勤務日が全て計上されているためなので、その全ての数の確保が必要になるということではありません。

本事業において、受け入れ側に明確な定員はありませんが、それぞれのニーズが各園の定員の範囲内に収まっているため、現行の供給体制で受け入れが可能です。また、公立幼稚園においても、実施の可否を検討していきます。

(2) その他

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	6,051	5,745	5,548	5,458	5,341
② 確保の内容	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
②-①	949	1,255	1,452	1,542	1,659
実施箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

【量の確保内容】

市内の私立保育所5箇所と、ファミリーサポートセンターにて実施しています。現在、量の見込みのピークである令和2年度の必要利用人数6,051人に対し、供給体制で受け入れが可能です。今後、ニーズの高まりがみられた場合には、余裕教室等を活用した受け入れ枠の拡大等を通して、適切な供給体制の確保を図ります。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

【事業の内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人とをセンターがマッチングし、さまざまな育児の手助けを行う事業

※利用には会員登録が必要です。また、利用料金がかかります。

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	46	46	46	46	46
② 確保の内容	100	100	100	100	100
②-①	54	54	54	54	54

【量の確保内容】

今後の量の見込みである必要利用人数46人に対し、供給体制（現状のファミリーサポートセンターの「まかせて会員」）で受け入れが可能です。

⑧ 利用者支援事業

【事業の内容】

子どもやその保護者が、教育・保育施設や、一時預かり、放課後児童室等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供やアドバイスなどの支援を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

【量の確保内容】

健康推進課の窓口にて利用者支援事業を実施しています。

⑨ 妊婦健康診査事業

【事業の内容】

妊婦の保健管理の向上と費用負担の軽減を図るため、母子保健法に基づき、妊婦健康診査の助成を行うとともに、健康状態の把握や保健指導を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：延回数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	4,956	4,836	4,716	4,584	4,488
② 確保の内容	実施場所	市内の医療機関			
	実施体制	医療機関との連携・母子健康手帳交付時に健診票を配布			
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目			
	実施時期	初期～妊娠23週 : 4週間に1回 妊娠24～35週 : 2週間に1回 妊娠36週～分娩 : 1週間に1回			

【量の確保内容】

妊婦健康診査事業については、市内医療機関に委託の形式で実施しており、集団健診の形式をとっておりません。各々の健診の実施時期については表のとおりです。このため、量の見込みに対する確保内容については、現行の供給体制により十分に確保されています。

⑩ 乳児全戸訪問事業

【事業の内容】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、乳幼児の健康等に関する相談・助言・情報提供等を行う事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	426	413	403	393	382
② 確保の内容	実施体制	健康推進課の保健師、助産師、看護師			
	実施機関	健康推進課			

【量の確保内容】

乳児全戸訪問事業については、量の見込みにある数値に限定せず、対象となる乳児のいる全ての家庭に実施します。確保の内容については、供給体制により十分に確保されています。

⑪ 養育支援事業

【事業の内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施の確保を図る事業

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	30	30	30	30	30
② 確保の内容	実施体制	必要に応じて個別に対応			
	実施機関	健康推進課			

【量の確保内容】

養育支援事業は、必要に応じてケアプランを作成し、対象者に対応する形式で実施しています。この事業については、量の見込みにある数値に限定せず、必要と判断する全ての家庭に実施します。必要と判断する家庭の把握及びその対応については、母子保健法に基づく訪問事業で対応できています。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容】

幼稚園・保育所等が上乗せ徴収を行う際に、保護者が支払うべき費用等の実費負担の部分に対して、低所得者の負担軽減を図るために公費による助成を行う事業

【提供体制】

社会的な支援の必要性が高い子ども及び子育て家庭を支援する意味からも、支援すべき対象となる家庭を把握し、適切な支援を実施します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業の内容】

幼稚園・保育所・認定こども園等への民間事業者の参入に関する取り組みや、教育・保育施設の設置や運営において多様な事業者の能力の活用を促進するための事業

【提供体制】

「裾野市幼児施設整備基本構想」等の関連計画及び本市の再編整備の進捗等と整合を取りながら、検討を進めます。

⑭ 子どもを守る地域ネットワーク強化事業

【事業の内容】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能の強化に向けて、調整機関の職員やネットワークの構成員（関係機関）の専門性を高めたり、連携の強化を図ったりする事業

【提供体制】

子どもを虐待等から守るため、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を構成する各主体の専門性の向上及び連携の強化を図るとともに、児童虐待の防止につながる支援に関する情報の周知を図ります。

4 教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保に関する事項

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等に対し、柔軟に子どもを受け入れることが可能な施設です。

現在、本市には認定こども園は設置されていません。今後、子育て家庭の状況や地域の実情、本市の施設整備状況等に応じて認定こども園の普及に向けた検討を進めるとともに、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所等の既存施設があった際には、移行に向けた情報提供や相談対応等を行うこととします。

② 教育・保育及び地域子育て支援事業の役割及び推進方策

平成27年度より施行されている「子ども・子育て支援新制度」においては、質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業に従事する者全体のさらなる質の向上を図ることが必要となります。

また、社会的支援を必要とする子どもの増加等を受けて、こうした子どもが円滑に教育・保育を利用できる体制を整備すること同時に求められています。

本市においても、幼稚園・保育所、地域子ども・子育て支援事業のそれぞれで質の高い教育・保育を提供することができるよう、人材の確保・育成に努めます。

③ 教育・保育と特定地域型保育事業の役割及び連携の促進

幼稚園・保育所は、地域の子ども・子育て支援の中核を担う施設であり、それらを補完する役割を担うのが、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等の特定地域型保育事業です。現在、本市では、小規模保育施設3箇所が開設されており、これらの施設でも0～2歳児の保育を実施しています。

今後も、幼稚園・保育所と特定地域型保育事業が相互に連携と情報共有を図り、それぞれの施設でサービスの質に差が生じることのないよう、適切に教育・保育が提供できる体制の構築に努めます。

④ 幼稚園・保育所と小学校等との連携の促進

幼稚園や保育所での生活が小学校入学後の学習の基礎の構築につながることを勘案して、教育・保育の内容の充実を図ります。

また、社会的支援が必要となる子どもの進学等の事案において、小学校へと円滑な進学がなされるよう、幼稚園・保育所と小学校等との連携に努めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月1日より実施されている幼児教育・保育の無償化に伴って、「子育てのための施設等利用給付制度」が創設されました。この制度によって、新制度未移行幼稚園の保育料、認可外保育施設等の利用料、幼稚園や保育所での一時預かり事業の利用料、子育て援助活動支援事業の利用料等が給付の対象となっています。

これらを受けて、本市では、子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用費の請求及び利用申請については、保護者の利便性や過誤のある請求及び支払いの防止等を考慮して、それぞれの利用施設に対してとりまとめを依頼するとともに、施設等利用料の適正かつ公正な支給の確保について検討していくこととします。

第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 子育て家庭の健康づくりへの支援

妊娠期において、心身の急激な変化に伴って育児に対する不安やストレスを感じる母親は少なくありません。このような不安やストレスを軽減するために、医療による健康管理はもちろん、健康相談への対応等も含めた心身のケアを行うことが必要になります。そのため、定期的な妊婦健康診査の実施とそれに伴う母子保健指導の充実、父母を対象とした、子育てに関する知識の向上を目的とした教室の開催等を通して、安全かつ安心な妊娠・出産への支援を推進していきます。

子どもたちが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすためには、子どもや保護者を切れ目なく継続的に見守り、支える総合的な支援を推進することが求められています。早期からの健康相談の実施や、各種健康診査・健康教室の充実等を通して、子どもと保護者の心身の健康の維持及び増進を図っていきます。

また、子育てを楽しく思うことができない、助けを求められる人が身近にいないなど、保護者が抱える子育てに関する悩みは多岐に渡ります。これらの悩みを受け止め、適切な助言や支援ができるよう、子育て世代包括支援センターの運営を中心とした相談体制の整備を図るとともに、庁内の連携強化に努めます。

1 安心な妊娠・出産への支援の推進

①妊婦健康診査の実施

- 母親が妊娠期を健やかに過ごすことができるよう、医療機関等において行われる妊婦健康診査について、最大 14 回の助成を行います。また、受診率の向上に向けた啓発を行います。

②母子保健指導の充実

- 妊産婦や赤ちゃんの相談に、助産師、栄養士や歯科衛生士が対応します。
- 妊娠中から必要に応じて、電話、家庭訪問や来所相談等、対応を行います。

③パパママスクールの実施

- 初妊婦とその家族を対象に、沐浴実習や赤ちゃんとのふれあい体験等の、妊娠・出産・育児に関する講話や実習を行います。

④不妊・不育症治療に関する支援

- 不妊・不育症治療費補助金交付事業を通して、不妊・不育症治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
- なかなか赤ちゃんを授からないことに対する不安に関する相談等に対応し、精神面のケアに努めます。

2 母子の健康づくりの推進

①乳児全戸訪問の実施

- 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、相談・助言・情報提供等を行うことを通して、乳幼児の健康の確保を図ります。

②各種健康診査の実施

- 母子保健法に基づく健康診査によって各種健診や栄養指導等を実施し、子どもの成長発達の確認に努めるとともに、保護者の育児不安の軽減に努めます。
- 産婦健康診査を実施し、母の子育てへの気持ちや体調の変化を把握し、家族の協力のもと、早期の受診や子育てを支援するサービスにつなげます。

③各種健康相談の実施

- 成長発達の確認と育児不安の軽減ができるよう、個人のニーズに合った乳幼児健康相談を実施します。
- 遊びと交流の場の充実を通して、子育て家庭同士のコミュニケーションを促進します。
- 実施するにあたって、子育て相談支援員や主任児童委員等との連携を図ります。

④各種育児教室の実施

- 赤ちゃんの健やかな成長のために、子どもとのかかわり方や離乳食に関する内容を中心とした6か月児育児教室を実施します。
- 2歳6か月になる子どもとその保護者を対象に、歯の健康をテーマにした教室を実施します。

⑤地域の子育て支援体制の整備

- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター（健康推進課窓口）を設置し、子育てに関するさまざまな相談への対応や、関係機関との連絡調整を行います。
- 健康推進課、子育て支援課、保育課、障がい福祉課、社会福祉課、生涯学習課、学校教育課等をはじめとする、子育てに関わる庁内組織の連携強化に努めます。
- 市内の子育てに関する情報やサービスについての情報を発信し、活用に向けて、子育て家庭への周知を行います。

2 仕事と家庭生活の両立支援

近年の女性の社会進出や就業形態の多様化等に伴い、夫婦共働きが一般化し、仕事をしながら家事や子育てを行う人が増加してきています。父親の家事や子育てへの参加は年々増えていますが、夫婦によっても差があります。

こうした状況を受けて、家事や子育てに関する学習機会の充実や、男女共同参画に関する意識を高める啓発等を通して、固定的な性別役割分担意識の解消を図ることで、「子育ては父親と母親が協力して行うもの」という意識の醸成を促進していきます。

また、父親が家事や子育てに参画できないことの背景には、仕事が多忙であるなどの働き方に関連した課題が大きく関係していることが考えられます。昨今では、「働き方改革」をはじめとした仕事と家庭生活の両立支援に関する法律や制度が整備されたり、働く親を対象とした子育て支援や再就職・再雇用支援が充実したりしてきています。今後は、企業や事業所における「ワークライフバランス」の実現に向けた働きかけを行うとともに、関係法制度や支援等の周知を図ることで、子育てをしている親でも働きやすい環境を整備していきます。

1 仕事と家庭生活の調和（ワークライフバランス）の実現のための環境づくりの促進

①関係法制度等の広報・啓発

- 国や県、関係機関等と連携しながら、事業所に対して、あらゆる機会に関係制度の導入と取得に向けた啓発を進めるとともに、経済的な不安を解消するための各種資金融資制度の情報提供を行うなど、広報・啓発の充実に努めます。

②育児休業制度等の普及・啓発

- 国や県、関係機関等と連携しながら、事業者と就業者に対し、男女雇用機会均等法や育児休業制度の趣旨や内容の普及・啓発に努め、男女が共に働きやすい環境整備を働きかけます。

③再就職・再雇用への支援

- 出産や子育て等の理由で退職した女性で、再就職・再雇用を希望している人に対して、就業機会の拡大と就業条件の向上を目指し、関係機関等と連携しながら、沼津公共職業安定所での就労斡旋事業等を通じて、再就職・再雇用の支援に努めていきます。
- 創業・起業等による仕事と家庭生活の調和を目指す人に対して、創業支援窓口やセミナーなどの情報をさまざまなメディアを活用して発信し、支援に努めます。
- 沼津公共職業安定所にて年1回開催されている子育て女性等の就職支援協議会への参加を継続していきます。

④職場の保育施設の充実

- 仕事と子育てが両立できるよう、事業所等の協力のもとに、事業所内保育施設等の整備・充実を働きかけます。

⑤保育サービス、放課後児童室、ファミリーサポートセンターの充実

- 保護者の就労形態の多様化や子どもの状況に応じて、延長保育や休日保育、夜間保育等多様な保育体制の整備、放課後児童健全育成事業の充実、ファミリーサポートセンターの周知に努め、会員の増加を図り、利用者の需要に応じたサービスの提供を進めます。
- 放課後児童室は委託業者と連携し、安定した運営とサービスの向上に努めます。

2 男女が共に参画・参加する子育ての推進

①男女共同参画意識の啓発

- 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により、社会のあらゆる分野における活動に参加できるよう啓発を実施するとともに、関係機関と連携し、多様なニーズに対応した子育て支援等の充実と情報提供に努めます。また、男女共同参画についての講座の開催や広報活動を充実します。

②男女共同参画推進のための講座開催

- 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に関する講座等を実施し、啓発を図ります。

3 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

子育て家庭が置かれている状況は大きく変化しています。その変化に伴って、ひとり親家庭や養育能力に不安のある家庭の増加等の問題が顕在化しつつあります。また、虐待や貧困、障がい、発達への懸念等によって社会的な支援を必要としている子どもも少なくなく、それぞれが抱えている問題とその原因も多様化してきています。こうした子どもたちの支援において、行政では、個々のケースに対応したきめ細かな対応を行うことが求められています。

児童虐待の原因としては、望まぬ妊娠や産後うつ、育児への不安やストレス、不適切な養育環境等が挙げられます。しかし、これらの中には行政による相談や訪問等によって、虐待につなげないための対応・支援を行うことが可能なケースも多くあります。こうした現状を受けて、児童虐待を未然に防ぐために、妊娠期から子育て期に切れ目のない支援を行うとともに、関連機関と連携して、リスクの早期発見・早期解決に努めていきます。

障がいのある子どもだけでなく、心身の発達が気になる子どもやその親に対する支援もより充実させることが求められています。本市においては、障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、障がいのある子どもの就学支援や放課後の居場所づくり、経済的な支援、市民の障がいに対する理解促進等、多岐に渡る支援を行っていきます。

また、一般的にひとり親家庭は、子育てに関する不安を抱えやすいとともに、経済的にも困窮しやすいとされています。近年では経済的な支援の対象が母子家庭だけでなく、父子家庭や寡婦家庭にも拡大されるなど、徐々にひとり親家庭の支援は充実してきています。今後も引き続き、ひとり親でも安心して子育てができるよう、経済的な支援体制や相談体制の充実を中心とした支援に取り組みます。

これらに加え、新たな行政需要として、子ども及び子育て家庭の貧困対策に関する取り組みを推進させることや、外国人児童や帰国子女の児童の教育・保育事業の利用に対しての支援を充実させることが求められています。こうした需要に対しても、早期に支援体制を整備・検討し、対応を図っていきます。

1 児童虐待防止対策の充実

①育児不安解消・虐待防止に向けた妊娠期からの継続した相談・支援体制の整備

- 乳幼児健康診査等の場を活用し、福祉・保健・医療・教育・司法等関係機関が連携して、関係職員等で研修、事例の検討を重ねながら、周産期の保護者から継続した相談・支援体制の整備を進めます。
- 母子健康手帳交付時より、個々の生活背景・育児環境をとらえ、虐待のリスクの早期発見と予防のための継続支援を開始します。また、民生委員の方々の協力や関係機関との連携体制の確立に努めていきます。

②保護者に対する相談・助言体制の充実

- 家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する問題、子育てやしつけの悩みや不安の解決を図るため、子育て相談支援員の配置を実施する中で、相談や助言等を行うことができるよう、機会を提供します。
- 複雑化していくケース対応・支援のために、特に、家庭相談員については、各種研修等を通じて相談員としての知識・技術のさらなる向上を図っていきます。
- 各種関係機関が相互理解を深められるよう、より一層の連携に努めていきます。

③児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じるため、福祉、医療、保健、教育、警察等の地域の関係機関の協力体制の強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の運営により、関係各機関の情報の共有化並びに相互理解に努めていきます。
- 複雑化していくケース対応・支援のために、また、計画的かつ継続的な支援が続けられるよう、個別ケース検討会議の充実を図るとともに、関係機関で情報を共有して有効な支援の体制を構築していきます。
- 実務者会議、個別ケース検討会議が有効性のあるものとなるよう、先進自治体の取り組みについて検証し、運営に取り入れていきます。

2 障がい児施策の充実

①障がい児保育の充実

- 保育施設等の理解を深め、障がいをもっている子どもに対しても集団生活が可能な児童に対しては保育施設等での受け入れを促進するとともに、障がいの早期発見・早期療育のできる環境づくり、障がいをもつ児童がその能力・特性を最大限に発揮・伸長していくための体制づくりの充実を図ります。
- 保育所等訪問支援事業を実施するとともに、ライフサポート事業（療育教室）、障がいのある子どもの相談支援事業等を実施していきます。

②放課後児童室での障がいのある子どもの受け入れ

- 放課後児童室において、ケースによっては専門的な人材を配置するなどして、必要に応じた障がいのある子どもの受け入れを行うなど、障がいのある子どもを受け入れる体制づくりに努めるとともに、指導員の研修の充実を図ります。

③放課後等デイサービスの推進

- 障がいのある子どもの健全育成及び保護者の養育負担の軽減を図り、児童及び家庭における福祉の向上を図るため、放課後等デイサービス事業の充実を図ります。

④障がいのある子どもに対する在宅サービス等の充実

- ホームヘルプサービスや短期入所、デイサービスなど在宅の障がいのある子どもに対する各種サービスの充実を図ります。

⑤障がいや疾病のある子どもと親への支援及び障がいへの理解の促進

- 医療機関と健康推進課との連携を強化し、相談・支援等の事後指導体制の充実に努めるとともに、障がいのない市民に対しての障がい理解の啓発を図ります。
- 特に、県が実施する総合発達相談や、静岡県発達障害者支援センター（東部）や県立こども病院が実施する各種の相談会を活用しながら、市としての具体的な事後体制づくりについて、保育課、子育て支援課（家庭児童相談室）、社会福祉課、障がい福祉課等の関係部署と連携・検討していきます。
- 富岳裾野学園の利用について、相談や療育を必要とする子どもや親に対し、支援及び調整していきます。
- 先天性疾患や低出生体重児等を対象に、保護者を支援する教室を実施しています。

⑥市就学支援委員会

- 市就学支援委員会の判断をもとに、障がいのある園児・児童・生徒に対し、専門調査及び適切かつ円滑な就学支援を実施しています。
- 今後も保護者との関係づくりを大切に、教育相談を図ります。
- 該当者が増加する中で、一人ひとりの審議を慎重かつ効率的に行うため、個別資料の精査、対象者の状況把握を行うとともに、就学支援委員会の時間の確保や審議する児童生徒の対象を検討していきます。

⑦特別支援教育研究の促進

- LD・ADHD・ASDなどについて、特別支援教育への理解の促進、啓発を図るとともに、医師や福祉・保健担当者、家庭児童相談員、特別支援教育巡回指導員からなる専門家チームと小中学校で指名された特別支援教育コーディネーターによるネットワーク会議や特別支援教育コーディネーター研修会等を開催し、支援体制の充実に努めています。
- 未就学の子どもたちの支援体制を整えるとともに、保育所、幼稚園、認定こども園と小中学校、高校へと移行期の連携強化に努めていきます。
- 個別の教育支援計画の作成率の向上に努め、移行期において活用されるようにしていきます。

⑧特別児童扶養手当、障害児福祉手当

- 重度・中度の障がいをもつ20歳未満の児童の保護者を対象とした特別児童扶養手当や、重度の障がいをもち、常時特別な介護を必要とする児童を対象とした障害児福祉手当等の経済的な支援を継続して行います。

3 多様な子育て家庭への支援の推進**①ひとり親家庭等の経済的な支援体制の充実**

- ひとり親家庭等の経済的な負担軽減の一環として実施している医療費助成金や児童扶養手当の周知を強化するとともに、低利な貸付金である母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の活用を促進し、ひとり親家庭及び寡婦の自立を支援します。
- ひとり親が高等技能を修得する際の生活費補助制度や、資格を得るための講座費用補助制度の周知に努めていきます。

②ひとり親家庭等に対する相談体制・情報提供の充実

- ひとり親家庭に対して相談体制の充実に図り、助言・指導を行うとともに、状況に応じて関係機関の紹介を行うなど、情報提供の強化に努めます。
- 庁内関係各課及び児童相談所との連携の充実や、県が実施する相談事業に関する情報提供の充実に図ることで、ひとり親家庭等への支援をより充実させていきます。

③子ども及び子育て家庭の貧困対策の推進

- 各種相談や地域の見守りなどを通して、子育て家庭が貧困にある状況の把握を図ります。
- 支援を必要とする子育て家庭を適切な支援につなげることができるよう、関係機関等との連携強化に努めます。
- 教育面や生活面における支援に関する情報についての周知を図ります。
- 生活に困難を抱える子どもの居場所づくりに向けた取り組みの検討を進めます。

④外国につながる児童の教育・保育事業利用への支援

- 外国籍の児童や帰国子女の児童等が円滑に教育・保育事業を利用できるよう、教育・保育施設において、支援員の配置等による体制の整備を図ります。
- 多言語への対応が可能な職員の窓口への配置等を通して、相談体制の整備を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

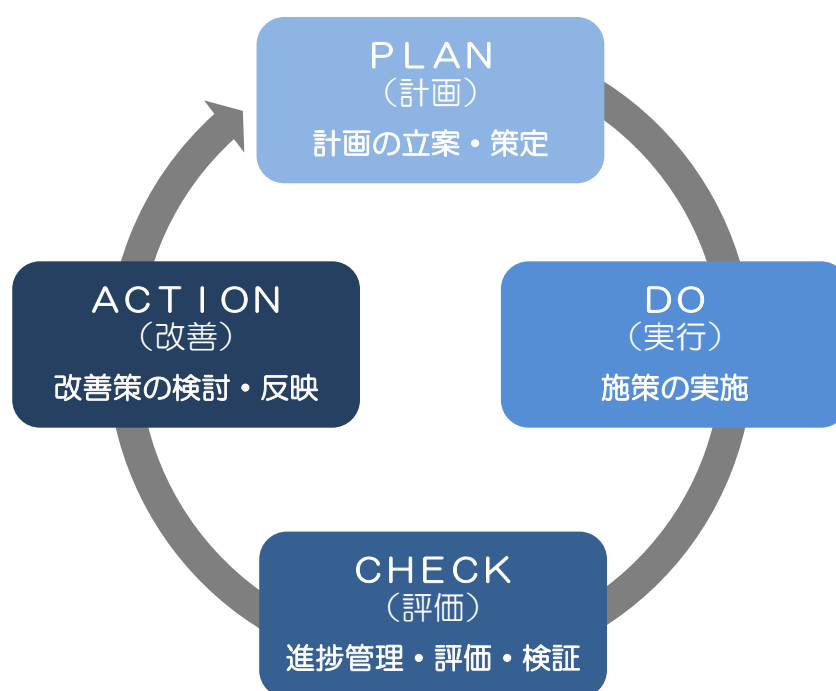
本計画の推進においては、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、幼稚園、認定こども園等の子ども・子育て支援事業者、学校、地域、市民等の各主体と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映するとともに、新たな行政需要についても早期の対応に向けて、取り組んでいきます。

本計画の内容については、市広報紙やホームページなどを通して広く市民に周知・公開します。本市の子育て支援施策についての情報を共有することにより市民の参画と協力を促進し、地域全体で子育てを支える環境づくりに努めます。

2 計画の進捗管理

計画の進捗状況については、裾野市子ども・子育て会議を本計画の進捗状況について検証する場と定めて、定期的な進捗状況の把握を行います。また、各取り組みの内容は、保育課を主管課として、それぞれの子育て支援施策の点検・評価を毎年度実施し、PDCAサイクルを確立していきます。

本計画における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容については、点検・評価の上で必要に応じて見直すこととします。また、その他の個別の事業についても、本計画を実行性のあるものとするため、毎年度の取り組みの状況の把握を行うとともに、施策の改善、充実を図ります。さらに、「裾野市公共施設等総合管理計画」、「裾野市幼児施設整備基本構想」等の計画や構想の進捗を勘案し、今後の社会・経済情勢や国・県の動向の変化に柔軟に対応しながら、必要に応じて計画の見直しを行い、着実に推進するよう努めます。



資料編

①裾野市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条の規定に基づき、裾野市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 会長は、会議のために必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

5 前4項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

②子ども・子育て会議委員名簿

区分 ^{※1} (条例)	氏名	選出団体	備考
1号	川下 美緒	千福が丘ひかり幼稚園保護者代表	
	愛徳 聡	富岳南保育園保護者会代表	
	宮田 知夏	幼P連会長	施設整備検討部会委員
	吉岡 景子	裾野市保育園保護者会連絡会会長	施設整備検討部会委員
2号	佐藤 貴博	渡邊工業株式会社 総務部	
3号	平野 貴洋	裾野地区労働者福祉協議会	
4号	上藤 法光	学校法人光耀学園	
	勝又 奈保子	学校法人静岡聖母学園	
	橋本 正美	社会福祉法人富岳会	
	櫻井 利彦	社会福祉法人桜愛会	
5号	勝又 美代子	元教育委員	会長
	池田 宗久	元学校長	
	三浦 靖幸	元学校長	副会長・施設整備検討部会長
6号	渡邊 直子	裾野市地域活動母親クラブ(役員代表)	施設整備検討部会委員
	眞田 一男 ^{※2}	民生委員児童委員会協議会の推薦	
	佐藤 登 ^{※3}		
	荒木 よし彥 ^{※4}		

※1 区分の詳細は以下の通り。

- 1号…子どもの保護者
- 2号…事業主を代表する者
- 3号…労働者を代表する者
- 4号…子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 5号…子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- 6号…その他市長が必要と認める者

※2 任期は令和元年11月30日まで。

※3 任期は令和元年12月1日から令和2年2月5日まで。

※4 任期は令和2年2月6日から。

③計画策定までの経過

年 月 日	項 目 名	内 容 等
平成30年12月5日	平成30年度 第2回子ども・子育て会議	○ニーズ調査の内容について
平成30年12月21日～ 平成31年1月22日	ニーズ調査の実施	
平成31年3月6日	平成30年度 第3回子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画の策定 について
平成31年4月24日	令和元年度 第1回子ども・子育て会議	○ニーズ調査の結果について ○子ども・子育て支援事業計画の策定 スケジュールについて
令和元年8月28日	令和元年度 第2回子ども・子育て会議	○量の見込みについて
令和元年10月30日	令和元年度 第3回子ども・子育て会議	○第2期 裾野市子ども・子育て支援事 業計画骨子案について ○量の見込みについて
令和元年12月11日	令和元年度 第4回子ども・子育て会議	○第2期 裾野市子ども・子育て支援事 業計画の内容について
令和元年12月24日～ 令和2年1月24日	パブリックコメントの実施	
令和2年3月11日	令和元年度 第5回子ども・子育て会議	○パブリックコメントの結果について ○第2期 裾野市子ども・子育て支援事 業計画の承認

第2期
裾野市子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月

発行：裾野市
企画・編集：裾野市 健康福祉部 保育課
〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地
TEL 055-995-1822
FAX 055-992-3681